自立する新潟に向けた調査・研究・報告書

~規制緩和を活かしたこれからの地方創生とは~

一般社団法人新潟青年会議所

２０１８年度地域再興委員会

目次

１．はじめに　・・・・　4

２．国家戦略特区とは　・・・・　4

（１）国家戦略特区とは（国家戦略特区の制定の経緯）　・・・・　4

（２）現在の国家戦略特区における取組み（規制改革メニューとは）　・・・・　4

３．地域の特色を活かした具体的な地域経営手法について　・・・・　5

（１）新潟市の国家戦略特区としての規制改革を活用した事例の調査・研究　・・・・　5

①農業生産法人の役員要件の緩和　・・・・　5

②農家レストランの農用地区域内設置の容認　・・・・　6

③その他の新潟市の規制改革メニュー　・・・・　8

（２）新潟市における国家戦略特区指定を契機に生まれた農業発展に関連する事例の調査・研究について

・・・・１０

①革新的稲作営農管理システム実証プロジェクトに関する連携協定　・・・・１０

（３）大規模農業の改革拠点としての新潟市の農地の集約化の状況について　・・・・１１

４．新潟市以外の国家戦略特区の取組みについて　・・・・１３

（１）養父市（中山間地農業の改革拠点）の国家戦略特区としての取組み　・・・・１３

①養父市役所（２０１８年３月２７日（火）取材）　・・・・１３

②新しい規制緩和の活用（農業関連以外）について　・・・・１５

③中山間農業改革特区としてこれからの展望 ・・・・１６

（２）福岡市（創業のための雇用改革拠点）の国家戦略特区としての取組み ・・・・２０

①福岡市役所（２０１８年５月２８日（月）取材） ・・・・２０

②スタートアップカフェ（２０１８年５月２８日（月）取材） ・・・・２２

（３）仙北市（「農林・医療の交流」のための改革拠点）の国家戦略特区としての取組み ・・・・２５

①仙北市役所（２０１８年５月１１日（金）取材） ・・・・２５

（４）仙台市（「女性活躍・社会企業」のための改革拠点）の国家戦略特区としての取組み ・・・・２６

①仙台市役所（２０１８年３月５日（月）取材） ・・・・２６

５．今後の規制改革への取組みについて ・・・・３１

（１）規制のサンドボックス制度について ・・・・３１

①レギュラトリー・サンドボックスの設立について ・・・・３１

（１）『トラクターの自動走行及び夜間作業』の提案 ・・・・３３

（２）インバウンド誘致に向けた提案 ・・・・３４

（３）新潟の農地の集約化における課題解決についての提案 ・・・・３６

７．私たち、地域再興委員会の取り組み ・・・・３９

８．まとめ ・・・・４０

１．はじめに

我々が住み暮らす新潟市は２０１４年５月１日に国家戦略特区の認定を受けてから、農業分野の地方創生に力を入れて取組んで参りました。同時にその他の国家戦略特区も、規制緩和を活用し各々地域の特色を活かした地方創生に向けて尽力しております。新潟市が今後国家戦略特区をどのように活用していくべきか、国家戦略特区として培ってきた経験から新潟市の経済成長つながる要因がないかを検討するにあたって、新潟市の国家戦略特区としての取組みやその他の国家戦略特区の事例、現在政府が力を入れている取組みを調査し、その結果を本報告書にまとめております。

２．国家戦略特区とは

（1）国家戦略特区とは（国家戦略特区の制定の経緯）

「国家戦略特区制度」は、アベノミクス成長戦略の実現に必要な、大胆な規制・制度改革を実行し、岩盤規制の突破を目的に、地域や分野を限定することで、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度です。２０１３年度に関連する法律が制定され、２０１４年５月に最初の区域が指定されました。特区として指定されている区域は、１０区域（２０１７年１０月現在）です。

従来の特区は、自治体・団体から計画を国に提案するという、いわばボトムアップ型の規制改革の取組です。一方で、国家戦略特区は、対象区域の選定に国が主体的に関わり、スピード感を持って岩盤規制を突破する仕組になっています。また、区域ごとに置かれる国家戦略特別区域会議に、国・地方自治体・民間事業者が対等な立場で参画し、密接な連携のもとに区域計画を作成するという特徴があります。

新潟市では２０１１年度から「ニューフードバレー構想」を掲げ、豊富な農産物や食品関連産業の力を活かし、６次産業化などの取組みを支援するとともに、２０１４年５月１日には「大規模農業の改革拠点」として国家戦略特区に指定され、その取組みを更に進めることにより農業の国際競争力強化の拠点形成を目指しています。

（2）現在の国家戦略特区における取組み（規制改革メニューとは）

現在の全国の国家戦略特区は、観光、教育、農業など計１１分野で、３００事業があります。

３．地域の特色を活かした具体的な地域経営手法について

（１）新潟市の国家戦略特区としての規制改革を活用した事例の調査・研究

①農業生産法人の役員要件の緩和

ⅰ）．制度の概要

農業生産法人の役員要件は、（１）役員の過半が農業（販売・加工含む）の常時従事者であること、（２）さらにその過半が農作業に従事していることとなっていますが、国家戦略特別区域法により国家戦略特区に規定する特定事業として認定を受けることによって、（２）の要件が「役員の１人以上が農作業に従事していればよい」こととなり、農業生産法人が設立しやすくなりました。

新潟市では、この制度を活用して９件の特例農業法人が新たに設立し、特色ある取組みを行っています。なお、この規制緩和については２０１６年４月から全国展開されています。

ⅱ）．特例制度利用企業

A）株式会社ローソンファーム新潟様概要（２０１８年2月１７日（土）取材）

所　在　地：新潟市東区大形本町２７５
代　表　者：代表取締役　後藤　竜佑
設　　立：２０１５年3月１７日
主な事業内容：米（コシヒカリ・こしいぶき）の生産

株式会社ローソンファーム新潟設立前に、給食向けの食材を作る農業生産法人株式会社アグリライフを２０１１年４月に設立。設立後３～４年で耕作面積が増え、従業員も増やしました。

給食向けの食材だけの生産には、将来的な問題として、少子化による生産量減少という問題がありましたが、後藤氏の耕作地がローソンの生産地に求める条件を満たしていたので、連携を引き受け、新潟市における国家戦略特区の第１号の農業法人となりました。資本構成は、後藤竜佑氏が株式の７５％を保有しております。

B）インタビュー

ａ）国家戦略特区の規制緩和を利用した法人設立後の新潟市との関係性

新潟市から業者の紹介と、新潟市と耕作地の拡大・集約化についての会議を年３回実施しています。商品販売時から毎年市長訪問を行っています。

ｂ）ローソンと手を組むことで得た効果

付加価値と販売網については、商品化したことで認知効果がありました。売価もＪＡと比較して高く、県内１７６店舗のローソンで販売しています。今後、セーブオンがローソンになるので生産を増やす必要があり、グループ作りも必要になってきています。ロットの条件を満たすことが必要です。そのためにも、生産性向上のためＩＣＴを進んで導入しています。これにより管理を行う時間が軽減され、耕作面積を増やすことができつつあります。しかし、作付いている農地が分散していることから、手間が増えています。そのため、アグリノートも使用していますが、今はまだ良いか悪いか判断できません。データの入力漏れという人的ミスがどうしてもあります。アグリノートを運営しているウォーターセル株式会社に対し改善点や要望を伝えています。

ｃ）全国各地のローソンファームとの関係性

産地リレー（収穫時期の違いに合わせての全国販売）の取組みも行っています。

ｄ）水田センサーでの推移管理やドローンでの農薬散布などのＩＣＴへの取り組み

水田センサーは、先行投資段階であり、実用段階ではありません。自動で水を入れてくれる仕組みや、揚水と配水の時間や日が違う新潟市においてはピンポイントで正確な水管理ができるようになって欲しいと思います。良い点としては、水田には目印がないため、どこの水田が自分のものか分からなくなることも多いので、データ化してくれたのは助かっています。

ドローンについては、今後１人のオペレーターだけで操作できると良いと思います。

ｅ）今後取り組む予定とされている６次産業の見通し

６次産業化は確かに今後の事業展開にむけて検討しなくてはなりませんが、現在は農業の生産性向上と、従業員の教育のほうが優先されます。

ｆ）将来的な規模拡大の展望

現在、生産規模の拡大を進めています。今後は、自社での生産と同時にグループでの広がりに力を入れていきたいと考えています。

ｇ）耕作地の集約化

集約化がなかなか進んでいません。現在の水田は賃借のものが多く、世代交代があると賃借を引き継げない問題があります。

新潟市は特区に指定されていながら、規制緩和メニューの事例数が少ない要因は、大規模化・集約化が進んでいないことだと思います。大規模化・集約化を進めてからこそ、産業として盛り上げることができます。ローソンと共に大規模化と集約化を実現してもらいたいと新潟市へ要望を出しています。

②農家レストランの農用地区域内設置の容認

ⅰ）．制度の概要

農用地区域は「農地」と「農業用施設用地」に区分されます。「農業用施設用地」には、原則として農業用施設しか建設できません。「農業用施設用地」とは、耕作地または養畜の業務に必要な畜舎、温室、農機具格納庫や主として自らが生産する農産物を原材料として使用する製造・加工施設、販売施設を言います。

内閣府・農林水産省令により国家戦略特区に規定する特定事業として認定を受けることによって、「農家レストラン」が「農業用施設」に追加され、農業者自らが農村地帯で地域の農産物を材料とした料理を提供するレストランの開設が可能となりました。

新潟市では、この制度を利用して全国初となる農家レストランが３店舗オープンしています。

ⅱ）．開設基準

国家戦略特区内において、農業者、農地所有適格法人（農地法第２条第３項の規定を満たすもの）が開設しようとする農家レストランについては、以下の事項を全て満たす必要があります。

（１）２０１４年内閣府・農林水産省令第８号（２０１４年９月１０日）【内閣府・農林水産省令第４号の一部改正】① 耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理するものであること。②多数人に対して、自己の生産

する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは 農業振興地域内において生産される農畜産物を主たる材料(※量的又は金額的に５割以上使用)として、調理して提供するものであること。

（２）国家戦略特別区域における農家レストランの設置について（２０１４年４月１日農林水産省農村振興局長通知）①農用地の集団化、農作業の効率化、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないものであること。②開設箇所は集団的な農地利用の妨げとならないよう、その縁辺部とすることが望ましいこと。③住宅等を併設するものではなく、深夜営業や主として酒類を提供・使用するものではないこと。※本特定事業は、農振農用地区域内に農家レストランを設置するための特例のため、農業用施設用地への用途変更の要件を満たし、所定の手続きを行う必要があります。

ⅲ）．特例制度利用企業

A）そら野テラス様概要（２０１８年3月8日（木）取材）

所　在　地：新潟県新潟市西蒲区下山１３２０－１
運 営 企 業：(有）ワイエスアグリプラント（２００１年5月設立）
代　表　者：代表取締役　藤田一雄
設　　立：２０１６年5月２０日
主な事業内容：マルシェ（農産物直売所）やデリカ（自社加工品のテイクアウトコーナー)、農園カフェを併設し、米農家ゆえに「米」を中心とした商品開発を行う。「米粉ピザ」や「米粉団子」「米粉シフォン」などのスイーツを提供。

B）インタビュー

a）設立の経緯

・２００３年頃より農産物直売所を開設しました。お客さんの口コミで年々集客が多くなりました。いちご狩りの営業を開始したことがきっかけで、若い客層が増えました。

・現在の形になる約３年前から西蒲区役所等にかけ合い、打ち合わせを進めましたが、当時の法規制の中ではレストランの建設ができないことがわかりました。しかし、あきらめきれず事業計画を練り続けました。

・事業計画が進まず２年が経過した頃、新潟市が国家戦略の農業特区に手を挙げ、当時の新潟市の担当者であった現新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課の齋藤課長と一緒に取組むことになりました。

b）農業に対する想い

・小さな頃から農業が嫌いで、農業のイメージを変えたいという思いを強く持っています。

・「農家をやるからにはかっこ悪い、ダサい農業はしたくなかった。」農業が嫌だったからこそ、そら野テラスのような施設を持ち、自分の農場に足を運んで欲しいという思いで取り組まれています。

・金儲けではなく、農業のイメージを変えるため、農業を営む現場に多くの人に足を運んでもらいたいと話されていました。一方で、儲からなければ店舗の運営を続けていけないということも言われています。

・事業計画ではかなり現実的な売上、来客者目標を挙げていたようですが、オープン初年度で当初の事業計画の約２倍の売上、来客者数になりました。

c）将来のイメージ

・巡回バスが農場にも停車し、地元の人が多く集う、この地域のライフラインの一端となるようなイメージで運営されています。西蒲エリアにはカーブドッチ、岩室温泉、弥彦温泉と代表的な観光地がありますが、将来的には、そら野テラスもその一端を担いたいという目標を持たれています。

・近い将来、一気に農家が減り、農業を営んでいる人も体力面、資金面、いろいろな面で農業ができなくなることも考えられるため、農場を拠点にして、地域の田畑を守ることが最大のミッションとされています。

・田畑を預けて農業をやめた農家もただ引退するのではなく、生きがいや喜びの面で少しでも農業に携わっていた方が良いので、引退された方に野菜を作ってもらって、そら野テラスで販売したいというビジョンがあります。引退をした農家が農業を全部辞めるのではなく、体に無理のない程度の畑で野菜を作って、そして同じ地域で育てた農産物を販売できるところがあればこの地域の農業のためにもなる、という考えをもって事業をされています。

・米農家として、日本の食料を支える役割をしっかりと担うには、適正価格で販売することを心掛ける必要があります。そのため、きちんとコスト計算をしながら経営を行い、行政からもしっかりフォローをしてもらいながら取り組んでいきたいそうです。

・地元である旧西川町の農業に携わる人たちが集まるコミュニティとして、そら野テラスが位置付けられることを目指しています。

d）そら野テラスについて

・運営企業である有限会社ワイエスアグリプラントが耕作する圃場は１００ｈａを超えています。社員は農作業部隊１２人、そのうち、米作りを８～９人で行っています。その他、野菜班、果樹班、イチゴ班があります。

・農園カフェでは季節によってランチメニューが変わります。平均すると２か月に一回くらいメニューが変わっています。今年に入りメニュー数の充実に取り組んでいて、今後も随時充実を計っていくそうです。

・来店する外国人は欧米系が多く、いずれは多言語化対応もしていきたいそうです。直売所、レストランともにスタッフ何人かが英語を話すことができます。

e）農地について

・１０ａ区画が中心の圃場ですが、圃場整備ができるまで待っているのではなく、将来に期待はしつつも今現在の環境の中でしっかりと経営を行い、利益を出せる体制を目指すという姿勢で取り組まれています。

・農地の貸し借りについては、農地中間管理機構を通したほうが、受け手も貸し手もメリットがあり、任せてしまったほうがメリットは多いとのことです。

・４月から田おこしが始まります。水入れをして、代掻きをし、田植えをする４月５月が一番忙しいとのことです。

③その他の新潟市の規制改革メニュー

【旅館業法の特例】

ⅰ）．導入の目的

新潟市は豊富な田園資源を持った恵まれた風土にあります。農業体験、ワイナリー、角田山など自然豊かな越前浜地区を中心に展開するツーリズムの拠点として、また、移住希望者の民泊体験（お試し居住）や田舎暮らし

体験ツアーなど地方創生の一環として特区民泊を活用したいとしています。空き部屋の有効活用も狙いの一つです。

特区民泊により、グリーン・ツーリズムを一層推進し田園部の活性化を図るとともに、空き家の活用や移住の促進等を進め、新潟市らしい地方創生の実現を目指しています。

東京都大田区や大阪市が宿泊施設確保に主眼を置いた特区民泊の展開をしていますが、目的が大きく異なります。

ⅱ）．グリーン・ツーリズムについて

新潟市では、市街地が広大な田園と日本海に近接する特性を活かし、都市部に居住する市民、また市外からの来訪者にも新潟の農業・農村・漁業の魅力を体験してもらうツーリズムとし、「田園都市型グリーン・ツーリズム」を推進しています。

ⅲ）．旅館業法の特例（特区民泊）について

２０１３年１２月に法が制定され、２０１６年１月に全国で初めて東京都大田区が取組みを開始しました。

ⅳ）．制度の概要

・２泊３日以上の受入れを条例で条件づける
・ターゲットは訪日外国人客（インバウンド）及び日本人
・市内の田園地帯で開発を制限している市街化調整区域が対象とし、中心市街地の宿泊施設との競合を避ける
・新潟市で特区民泊を実施するには、新潟市の認定が必要
・認定要件を満たせば、誰でも事業実施が可能

【創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例】

ⅰ）．特例制度の概要

名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例　（家戦略特別区域法第１６条の４に規定する国家戦略特別区域外国人創業活 動促進事業）

現行制度では、外国人が「経営・管理」の在留資格の認定を受けるためには、入国時に事務所の開設時に加え、常勤２名以上の雇用または資本金等の総額５００万円以上の要件を満たす必要があります。

しかし、新潟市内での創業を希望する外国人は、その要件が整っていなくても創業活動計画書等を新潟市に申請、新潟市の確認と入国管理局による審査を経て、特例的に認められる６か月の在留期間を活用することで、日本国内で様々な事業活動を行うことができます。

ⅱ）．対象者

新潟市内において新たに事業の開始の希望をする外国人。新潟市への申請は本人のみに限ります。

ⅲ）．認定事業における実績

２０１６年４月から申請受付を開始していますが、２０１７年３月末時点で新潟市での実績はありません。相談も４件にとどまっており、起業希望者の掘り起こしや対象者への周知、ニーズ把握に取り組むことが必要

とされています。

【エリアマネジメントに係る道路法の特例】

ⅰ）．導入の目的

道路の占用許可は、道路の敷地外に余地が無く、やむを得ない場合で一定の基準に適合する場合に許可できることとされていますが、新潟市では、この道路占用の許可要件を一部緩和する道路法の特例が認められ、道路空間を活用した賑わい創出のためのイベント等の開催が可能になりました。

これにより、まちの魅力や活力を高め、国際都市「新潟」の情報発信や交流人口の拡大とともに国際的な経済活動の拠点形成の推進を図ります。

ⅱ）．特例制度を活用した取り組み及び実施主体

A）ＢＡＮＤＡＩ　ＧＲＡＮＤ　ＭＡＲＣＨＥ（万代グランマルシェ）

実施主体：新潟交通株式会社（万代シティビルボードプレイス）

会場：万代シティビルボードプレイス（ＢＰ）とＢＰ２の間の市道およびＢＰ　３階ＡＢＣ　Ｃｏｏｋｉｎｇ　Ｓｔｕｄｉｏ及びＢＰ２　１階エントランス

市内の一大商業地域である”万代地区”と民間開放された”信濃川やすらぎ堤”をつなぐ商業施設間の道路空間において、新潟の食や文化に触れあうイベント等を実施することで、エリア一帯の賑わいを創出し、交流人口の拡大を図ります。

新潟市万代エリアの市道を歩行者天国にする試みで、２０１６年１０月、２０１７年5月１０月、２０１８年６月と現在まで４回実施されています。

（２）新潟市における国家戦略特区指定を契機に生まれた農業発展に関連する事例の調査・研究について

①革新的稲作営農管理システム実証プロジェクトに関する連携協定

ⅰ）．プロジェクトの概要

・地元農業者をモニターに選定し、水田センサーの有効性を検証したところ、約９割のモニターが実用可能と判断しました。

・２０１６年度は、モニターの声を反映しスペック向上を図った「新型水田センサー」を一部 設置し、省力化や生産コスト低減に、どの程度効果を発揮するのか定量的評価を実施しています。

・水田センサー、モバイル通信料、保守・管理等の経費はＮＴＴドコモなど企業側が負担しています。

ⅱ）．実施期間

２０１５年5月１４日（木曜）～２０１６年3月３１日（木曜）

ⅲ）．対象

新潟市の稲作農業生産者２２者（１３法人、９個人）

実証試験のモデル地区：北、江南、秋葉、南、西蒲の５地区を選定

ⅳ）．新潟市および各社の役割

新潟市：大規模稲作農業生産農家への水田センサーシステムの普及促進の支援

株式会社ＮＴＴドコモ： 水田センサーと水田管理システムをつなぐ通信モジュールの提供、通信エリアの電

波状況確認に基づくコンサルティング

ベジタリア株式会社：水田センサー、水田管理システムの開発、水田管理システムの提供

ウォーターセル株式会社：水田への各センサーシステム等の機器設置および、メンテナンス、ヘルプデスクの設置・運営、クラウド型農業生産管理ツール「アグリノート」の提供

ⅴ）．プロジェクト連携企業

A）ウォーターセル株式会社様概要（２０１８年２月２６日（月）取材）

所　　在　　地：新潟県新潟市中央区笹口２丁目１３－１１　笹口Ｉ・Ｈビル　１階～４階

代　　表　　者：代表取締役　長井 啓友（ＩＰＡ情報処理推進機構認定　未踏スーパークリエータ）

設　　立：２０１１年７月１４日

主な事業内容：農業情報プラットホーム、農業支援システム「アグリノート」の開発・運営

従　　業　　員：３６名（農家１名、ＪＡＧＡＰ指導員５名）

B）インタビュー

a）アグリノート開発の経緯

・代表の長井社長が新発田市の株式会社そうえん下條さん親子と知り合い、相談を受けたのが始まりです。

・「田んぼがあちこちに点在しているので管理が大変」「農業日誌を書く習慣があっても紙ベース。データを化したい」等の農業の悩みを解決すべくアグリノートを開発しました。当初はまずはやったことを入力するというシステムでした。

アグリノートポスター

b）製品の概要

・スマートフォンやパソコンを使って、農地を管理し、農作業を記録するアプリで、ＮＴＴドコモが代理店となっています。（主な機能：自動記録下書き機能、作業進捗閲覧、データの出力と利活用）

・入力できる農作業の種類は、種まき、苗の植え付け、施肥といったごく基本的なものから、受粉や整枝、追肥といった専門的なものに至るまで、営農に必要な項目はほぼ網羅されています。

・スマートフォンのＧＰＳ機能が利用されていて、どの圃場で何時間作業をしていたかが地図上に表示されます。

・圃場に入ったら開始、出たら終了が自動で行われます。

・財務会計ではなく、管理会計で行っています。労務費・農薬や肥料などの資材費と収穫量を比較することにより、儲けが一目でわかるようになっています。

・一般的な７Ｗ２Ｈを全部入力していくことにより、農薬の散布などの進捗が簡単に管理できます。

（３）大規模農業の改革拠点としての新潟市の農地の集約化の状況について

ⅰ）．農地の集約化について

A）公益財団法人　新潟県農林公社様概要（２０１８年３月１６日（金）取材）

所　　在　　地：新潟市中央区新光町１５－２　県公社ビル

代 表 理 事：岡村　均　（元・新潟県糸魚川地域振興局長）

主な事業内容：「農地集積バンク」事業（農地中間管理事業）制度のＰＲ、円滑な事業実施に向けた事

B）インタビュー

新潟の農家は稲作がメインですが、農地が点在し、集約化ができていないことが課題の一つとして挙げられます。分散して所有している農地を一団の農地に集約し、農業機械を効率よく使えるようにすることで、生産効率の向上を図る必要があると感じています。新潟全体の農業では、米の生産額に比べ、園芸の生産額が少なく、米の生産額によって全体の生産額が上下してしまうということがもう一つの課題です。

１９９２年～１９９４年頃が新潟県の農業生産額が約４，０００億円と最も高い時期でした。現在の農業生産額は約２，５００億円、園芸や畜産は大きく変動することはないので、米の生産額で大きく変動しています。

１９６９年７月に農業振興地域の整備に関する法律が施工され、その後、農業振興地域の整備に関する法律の中に貸し借りをし易くするシステムを作りました。そこで２０１３年にできたのが、「農地中間管理機構」です。公益社団法人新潟県農林公社が、中間管理機構の事業を担い、農地の貸し借りの間に入るようにしました。

２０１４年に設立、２０１５年から本格稼働しています。「農地中間管理機構」では、例えば、３人から農地を借りて一人にまとめて貸し付けるということも可能です。集積と団地を取り入れた機能を持っています。農業機械の使用と労務コスト削減を図る目的があります。

現在、新潟県全体の業務を７名＋パート・アルバイト数名で合計１０名程度と少ない人数で行っているため、関係機関、業務委託先、ＪＡ、農業委員会、土地改良区との連携が重要になります。

・農地の集積・集約化のポイントの１つは地域での話し合い、合意形成です。このため、市町村やＪＡ等とどのように上手く連携していくかが重要です。
・出し手農家が安心して気持ちよくきちんと理解して農地を預けてくれるためにＰＲを十分に行うとともに農業委員会と連携した取り組みが必要だと感じています。
・圃場の整備に農地の集積が要件付けられていますが、土地改良区と連携することでうまく農地をまとめることができるのではないかと思います。
・現在の仕組みは、事務手続きが複雑なため取り扱う農地が増えれば増えるほど、事務手続きに多くの時間がかかってしまう側面を持っています。
・新潟県農林公社は公益社団法人なので、儲けを出すことができませんが、担い手から賃料をもらい、出し手に支払う際、手数料０．５％をいただいています。この手数料は賃料受払いで、主に未収金が生じた場合に利用しています。
・遊休農地関係について、農地法第３５、３６条に関係しますが、遊休農地を持つ所有者が機構に貸したい意向を持った場合に農業委員会から文書で通知をもらいます。

４．新潟市以外の国家戦略特区の取組みについて

（１）養父市（中山間地農業の改革拠点）の国家戦略特区としての取組み

①養父市役所（２０１８年3月２７日（火）取材）

ⅰ）．養父市概要

人　　口　　２４，２８８人（２０１５年）
農業就業人口　　２，３９８人（２０１５年）
　　２，０１２人（１９６５年）
耕 地 面 積　　１，５２０ｈａ（２０１５年）
　　６，０１４ｈａ（１９６５年）
国家戦略特区　　農業生産法人関連事業
　　農業生産法人の要件緩和　　１３企業
　　企業による農地取得の特例　　５企業
　　（農地生産法人の要件緩和を受けた１３企業の内）
　　Ｅｘ）企業による農地取得を全国で初めて活用し、4企業が計 １．３４ｈａの農地を取得

ⅱ）．養父市の農業の現状・課題について

養父市は面積の８４％が山林であり、狭小な山の中に農地があります。耕作地の１つ１つは小規模なものが多く１ｈａ未満の耕作地が８割を占めています。農家の高齢化も進み、現在の平均年齢は７０．９歳（全国平均は６７歳）です。狭小な農地では生産コストが高く、また農家の高齢化も進み、担い手が減少しています。２０６０年には耕作面積が半分になり、農家は4割まで減少するという試算が出ています。耕作放棄地が増えることにより農地が荒れます。まちの近くに農地があるので、農地が荒れることは、まちが荒れることにつながり、害獣の発生を招いて人家が被害を受けると予測しています。

その対策として、持続可能な農業が必要であり、そのためには企業の参入が必要であると考えています。企業の参入のハードルを下げるために国家戦略特区の規制緩和を活かし、企業や個人の新規農業参入を促し、新たな担い手（企業）の増加を試みています。企業が持つ経営ノウハウを盛り込み、多様な農業と、農地を価値あるものにしていきたいと考えています。

ⅲ）．中山間農業改革特区としての取組み実績・実例について

Ａ）農業委員会と市町村の役割分担（全国初）

農地法第３条１項本文に掲げる権利の設置または移転に係る事務の全部を市が行います。通常、農地を取得するためには農業委員会の適用許可が必要になっています。取得要件が満たされていれば許可されますが、取得要件のハードルは高いです。また、農業委員会には、購入の許可を出すこと以外に農業を振興させていく役割も持っています。農地取得の許可申請事務手続きは市が担うことにすることにより、耕作放棄地の再生、農地の流動化を促進するための対策を取っています。

a） 対策内容

・農家とみなす農地所有面積（下限面積）を３０ａから１０ａに引き下げました（２０１５年４月から）。
・農地の取得要件の緩和を行いました。空き家に付属する農地であれば１０ａ未満でも取得可能にしました（２０１７年２月から）。

b）農業生産法人の要件緩和（役員要件）

農作業に従事する役員が１人いれば、農業生産法人とみなされることになり、２０１６年3月までに１１社の特例農業法人が設立されました。この要件緩和は２０１６年４月に改正農地法が施行され全国展開されました。

c）他の改正点

・農業関係者以外の出資比率が２５％以下から５０％未満に引き上げになりました。

・呼称が、農業生産法人から農地所有適格法人に変更になりました。

ⅳ）．企業による農地取得の特例（国家戦略特別区域法改正（２０１６年6月3日公布）

企業など（農地所有適格法人以外の法人）が一定の要件を満たす場合には、農業経営のための農地の取得が可能になりました（5年間の時限措置）。※養父市限定の特例

このことにより、企業が農地を所有しやすくなり、所有権を有することで企業が全面的機能を活用した営農が可能になりました。長期的、安定的に地域に根付いた事業展開につながりやすくなりました。

a）一定の条件

・農地の不適正な利用の際、地方公共団体へ所有権を移転する旨の書面契約を締結すること。

・区域計画に法人名と農地取得理由を記載すること。

・業務執行委員のうち１人以上が耕作などに従事すると認められること。

・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

b）活用実績

・株式会社Ａｍｎａｋ（酒米の生産：２０１６年１１月　６５ａ取得）

　生産から収穫、精米までを一元管理するため、ライスセンターを整備。収穫した酒米の一部を地域の酒造と連携（ＯＥＭ）し、日本酒「能座ほまれ」を製造・販売予定。アメリカ合衆国や台湾への輸出を目指しています。

・兵庫ナカバヤシ株式会社（にんにくの生産：２０１６年１１月　３１ａ取得）

　製本業の閑散期における業務の平準化を図るためと人材維持のため、農業分野へ進出し、地域の雇用と農地を守ります。にんにく栽培の規模拡大（１０ｈａ）を目標にしています。

栽培技術実証圃場として土地改良や、保存・乾燥施設や加工施設を整備しています。

・株式会社やぶの花（りんどう・小菊の生産：２０１７年2月　２５ａ取得）

　不在地主の売り手ニーズを踏まえ、農地を取得しました。耕作放棄地などを再生しながら、中山間で本格的な花弁栽培に取組むため、通年栽培が可能な園芸施設を整備しています。企業・農家への栽培指導の強化と集出荷施設の整備もしています。

ⅴ）．農家レストランの農用地区域内設置容認

養父市では未活用。現状では経営が見込めません。

ⅵ）農業への信用保証制度の適用

養父市アグリ特区保証融資制度を創設し、商工業とともに農業の実施に必要な事業資金について、兵庫県信用

保証協会の信用保証を受けることが可能になりました。融資件数は現在で１２件。融資総額は１４２百万円です。この融資により、雇用促進にもつながっています。

商工業とともに農業を行う場合の融資は、商工信用組合・信用金庫から受けられませんでした。そのため、ＪＡなどにお願いすることにより企業にとって依頼先や審査が増えるという負担がありました。この制度は、融資を円滑化に受けられるための制度です。

ａ）活用事例

・八鹿鉄工株式会社

農業機械製造会社の事業参入と規模拡大。トマトの栽培を行っています。

・谷常製菓株式会社

菓子製造会社によるイチゴ栽培です。

ⅶ）．歴史的建築物に関する旅館業法の特例

古民家を旅館「大家大杉」として再生しました。歴史的建築物を宿泊施設とする事業において、玄関帳場（フロント）の設置について規制緩和をしました。この古民家のある地域は、かつて養蚕が盛んだった地域（ヨーロッパの養蚕技術に影響を与えた上垣守国が養蚕を広めた地域）であり、養蚕住宅が１０００軒近く現在も残っています。その住宅は歴上価値の高い建築物なので地域資源として活用しようと考えています。

この要件緩和は、近隣の建物に１つフロントが設置されていれば、建物ごとにフロントを設置しなくても、住宅の入り口にカメラを設置し、有事時に管理人がすぐ対応できれば旅館としての許可が出ることになっています。現状は、利用の頻度が低く、経営が厳しいとのとことで１棟しかありません。

ⅷ）．高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例

派遣事業について、週４０時間前の就業が可能になりました（２０１６年４月に高齢者などの雇用安定等に関する法律の施行により全国展開されました)。シルバー人材センターの取り扱う業務は、それまで「臨時的・短期的」（概ね月１０日程度）または「軽易」な業務（概ね週２０時間程度）に限定されていました。

②新しい規制緩和の活用（農業関連以外）について

ⅰ）．遠隔医療によるドローンを活用した医薬品の配送

慢性疾病患者は通院に関わる様々な環境（交通手段、多忙）により治療を中断する場合があるため、通院負担を軽減し、治療の継続による重症化を防ぎたいとの考えです。

・ＩＣＴを活用した遠隔診療の拡大（厚生労働省通知　２０１５年８月１０日）

・テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例（国家戦略特区法改正　２０１６年６月３日公布）

・ドローンによる医薬品搬送（携帯モジュール搭載のための電波法施行規則の緩和、目視外飛行のための航空法緩和）を今後提案

現在の問題として、医師が遠隔診療に前向きではなく、訪問診療を行っている医師が多くいます。その理由は、対面で診療を行いたいという思いと、遠隔診療と訪問診療とでは医療報酬点数が大きく違うということが理由にあるようです。患者の目線に立てばとても需要があることなので、近いうちに実現したいとのことです。

ⅱ）．自家用有償旅客運送（いわゆる白ナンバー）の活用

公共交通が不便な地域における市民及び観光客の交通手段の充実のため、企業、団体、市民、行政が一体となり、安全で持続可能な個別運送の仕組みを構築し、タクシー事業者の対応が困難な地域を対象とした自家用有償運送事業を実施します（２０１８年５月下旬予定)。※過疎地域などでの自家用自動車の活用拡大（国家戦略特区法改正　２０１６年６月３日公布）

実　施　主　体：　ＮＰＯ法人など（市内タクシー事業者などで構成）
サービス対象地域：　タクシー事業者が対応困難な地域
対　　象　　者：　地域住民、観光客
ド ラ イ バ ー：　運行主体の運転者台帳に記載された者

Ａ）実施主体であるＮＰＯ法人について

ＮＰＯ法人は、一般旅客自動車運送事業者（タクシー事業者など)、観光関連団体、自治組織、賛同者で構成します。タクシー事業者は、ドライバーの安全運行対策、運行管理、経営ノウハウの提供を行い、観光関連団体は、観光客への新たな観光ルートの提案、市内観光施設の相互連携を行います。自治組織は、市民の需要の反映、ドライバー確保の協力を行い、養父市からはＮＰＯ法人に理事を派遣します。

Ｂ）事業スキーム（タクシー事業者が対応困難な地域への配車の場合）

あ）利用者が電話でタクシー事業者へ依頼します。
い）タクシー事業者は、登録ドライバーに連絡（手配）します。
う）登録ドライバーは、お迎え・移動します。
え）利用者は登録ドライバーへ対価の支払いを行います。

Ｃ）料金の振り分け

料金の内、ＮＰＯ法人が２５％、タクシー事業者が５％、登録ドライバーが７０％を受け取ります。

③中山間農業改革特区としてこれからの展望

・農業を儲かる産業にしたい。
・特区制度を活用した法人による営農面積の拡大を進めたい。２０２０年には７０ｈａにしたい（２０１７年３月末時点では約２７．２ｈａ)。
・５年後には毎年１００名の雇用を創出したい（２０１６年度は３５、６名の雇用があったが全員臨時の雇用でした)。

ⅰ）．インタビュー

Ａ）株式会社Ａｍｎａｋ（２０１８年３月２７日（火）取材）

ａ）株式会社Ａｍｎａｋ様概要

所　在　地：兵庫県養父市能座６２番地
代　表　者：代表取締役　藤田 彰　様
設　　立：２０１５年１０月

山陽Ａｍｎａｋ株式会社と能座区民の出資により株式会社Ａｍｎａｋを設立。主な事業内容：酒米の生産、自

社ブランドの日本酒（能座ほまれ、但馬ほまれ）を醸造、輸出も目指す。生産から収穫、精米までを一元管理するため、ライスセンターを整備。

b）山陽Ａｍｎａｋ株式会社様の農業事業開始から株式会社Ａｍｎａｋ様設立の経緯について

・２０１２年の第一作付けから農業事業部を山陽Ａｍｎａｋの社内ベンチャーとして立ち上げました。

・三木地区という酒米の山田錦の生産で有名な地域で生産を開始しましたが、酒米の生産を続けていくと農業の先輩方より「以前、山田錦はもっと良いものができていた。温暖化の影響を受けているのではないか」という意見を多く耳にしていました。養父市への進出は、同じ兵庫県の中でも養父市は三木地区よりかなり北に位置しているので、１日における寒暖の差が海寄りの三木市と比べ大きく、おいしい山田錦の生育に適しており、更に良いものが作れるのではないかと考えたことがきっかけです。同時期に偶然にも養父市が国家戦略特区に指定されましたので、農業生産法人の要件緩和や企業による農地取得の特例ができたときには真っ先に声を掛けていただきました。

自社ブランドの日本酒

撮影：新潟青年会議所

・規制緩和の利用をはじめから考えていた訳ではありませんでした。良い米が作りたいという思いでやってきました。

・２０１５年２月頃から養父市役所とコンタクトを取り始め、養父市の農業地域をいくつか紹介してもらいました。三木地区は農作業がしやすい平野の地域だったので、はじめは養父市でも同様に平野に近い平らな農地での農業を考えていました。

・自分たちがやりやすい土地で農業を行ってしまうと地元の人たちが農業をやりにくくなるのではないか、会社として力のある自分たちが周辺でも一番傾斜の大きな地区である能座地区の山間地で農業に取り組むことで地元の人たちが取組みやすくなるのではないかと思い直し、能座地区で農業に取組むことを決めました。

・独りよがりにならず、会社のできること、地域の皆さんができること、行政のできること、この三つが合わさらないと上手くいきません。地域の方々にはたくさんのことを協力してもらっています。Ａｍｎａｋの社員には、青いユニフォームを着用させているので、今では、作業をしていると地域の人から声を掛けてもらえるほど地域にはとけこめていると思っているとのことです。

・養父市にどんどん小さな資本がたくさん入って成功してもらうには、Ａｍｎａｋがまず成功しなくてはならないと思っています。

c）耕作放棄地・休耕田の再生について

・能座地区の遊休農地を３年間で全て再生することを約束しましたが、結果的に２年で遊休農地をなくすことに成功しました。そのためにまず取り組んだのが、地域の皆さんに集会所に集まってもらい、自分たちがやろうとしていることを説明し、受け入れてもらうことでした。

・そして、一定の面積の田んぼが借りることができなければ、農業ができないと思っていましたが、能座地区の役所の方々が協力的で、次々と遊休農地を借りることができました。その結果、荒れていた遊休農地が全て水田になったことで大いに喜んでもらえましたし、自分たちの励みにもなりました。

d）国家戦略特区の規制緩和を利用した全国初となる企業による農地取得について

・養父市では農地を借りる際に賃料がかからないので、無償で貸してくれるものをわざわざ有償で借りる必要はないと思いますが、日本の企業が農地を持つということは大きな意味があると考えています。

・なぜなら、家族主義だった農業を企業で行うというのは大きな変化であるからです。企業は利益と目的としているため、利益の追及がなされます。どうしたらコストが下がるかなどと考えて運営すると思いますが、従来の農家は先祖代々の土地を守るということが目的になっているといます。この時点が後々振り返った時に日本の農業の大転換点となると考えています。

・また、農地を購入するもう一つの目的は、Ａｍｎａｋは能座地区に定着するつもりでいることをアピールするためでもあります。その地域の皆さんが営利を目的に地域に入ってきた企業がうまくいかなかった場合に撤退してしまうのではないかと心配すると考え、田んぼ６０ａを購入しました。

・その他にも、これからの高齢化に向け、労力の軽量化を図るための投資として、養父市の森林組合の倉庫を借りてライスセンターを設立しました。能座地区にはライスセンター設立に適した土地がなく、隣の建屋地区に設立しました。これもＡｍｎａｋは能座地区に定着するつもりでいることを地域の皆さんにアピールする目的でもあります。

e）生産、収穫、乾燥、調整までの一貫した生産体制について

・最大の目的は「いい酒米を作る」という一点です。肥料メーカーともタイアップし土づくりから玄米までを自分たちで担う一貫生産体制を構築しました。ライスセンターの設立は酒米の生産、収穫、乾燥、調整を一元管理するためです。精米は三木地区にある親会社で行っています。

・但馬地域（兵庫県の日本海側の西域）周辺には酒蔵がたくさんあります。酒米づくりでこの地域を活性化しようということが認知され、協力的な酒蔵も多いです。作った酒米は一部を自社の酒造りに使用しますが、ほとんどを但馬地域の酒蔵に販売しています。

f）６次産業化について

・養父市で国家戦略特区の農業生産法人設立の要件緩和の認定を受けるには、農業に取組むだけでは不十分で、６次産業化にも取組まなくてはなりません。生産した酒米を加工して日本酒にすることで、６次産業化の要件を満たせるようにしています。日本酒の生産用に酒蔵を取得するには、多大な初期投資が必要となり、難しい状況でしたので、隣の朝来市にある此の友酒造にお願いして、ＯＥＭの方式で日本酒を生産してもらっています。自分たちで作ったものは自分たちで売らないと農業力が落ちると考え、農協には出荷していません。

・現在の収穫高では、７５０ｍｌで５，０００本ほどしか作れません。「但馬ほまれ」「能座ほまれ」の２種類の日本酒を作っています。「能座ほまれ」（青い瓶）は五百万石で、「但馬ほまれ」（赤い瓶）は山田錦で作っています。「能座ほまれ」が好評を得て昨年売り切れたため、欠品にならないよう大急ぎで仕込んでもらいました。

g）輸出産業について

・初めはシンガポール、台湾、香港などに作った日本酒を売りに営業に行きましたが、仮に商談が成立したと思って帰国しても、言葉の問題が障害になって、実際の取引きまでつなげるまでに至らない事例が多くありました。

・現在は、台湾だけですが、商社を介して輸出しています。輸出には国内での規制、国外で現地まで

の規制と様々な規制があり、難しいと感じています。日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）にお世話になりながら取り組んでいます。ゆくゆくはアメリカやヨーロッパにも輸出したいと考えています。
・外国人は商品に対しての物語があることで購買意欲が掻き立てられるとのことです。日本酒は麹菌、温度、湿度などの調整・管理を経てできているというようにとても手が込んでいるお酒ですので、そのことを生かしてＰＲしていきたいと考えています。

ｈ）農地の集積・集約化について
・現在、能座地区にて８ｈａ（能座６ｈａ、建屋２ｈａ）で酒米を生産していますが、ゆくゆくは２０ｈａまで延ばしていきたいと考えています。農地の多くは中間管理機構の「兵庫みどり公社」を介して借りています。
・農業を始めた三木市では、農地を分散して取得、賃借をしてしまったので、移動距離が長く非常に生産効率が悪くなってしまいました。その点、能座地区は、山間地のため一つひとつの農地の面積は小さいですが、農地が分散せずに集約していることから、生産効率が良く、農機具や農機械を効率よく使えています。
・親会社である山陽Ａｍｎａｋは約３０ｈａの農地で農業を行っていますが、それを増やすべきか検討しているところです。大規模化することで収穫量や効率が落ちることが懸念されます。しかし、農業は機械を使って大きな産業となるべきと思っていますので、最終的には大規模化が必要になってくると思います。三木地区では田んぼ１枚が約２０ａです。能座地区では１枚約１０ａと小さめです。日本は国の予算が少ないですが、さらなる圃場整備が必要になると思っています。２０ａのものを５０ａ程度にするような圃場整備が必要です。

ｉ）今後の展望について
・持続可能なことをやるためにはどういうことをやったらいいのかを常に考えています。一つは良質な酒米を作り、酒蔵に喜んで買ってもらえるようにすることです。もう一つは、ライスセンターを活用して各農家の米の乾燥・調整を請負い、収益を上げていきたいと思っています。
・養父市は２万６千人程度の人口です。その中でも但馬地域は市場が小さいので、その地域の農家が作った小さい市場で売っているものを京阪神の市場に持っていき、収益につなげたいと考えています。近年、京阪神での販売が好調のせいか、「自分もやりたい」と手を上げる農家の方も出てきています。
・酒は何百年も続けてきた酒蔵が苦労して作り上げてきているので、数年しかたっていない自分たちが上手くいくとは思っていません。国内での販売は何百年もやっている酒蔵が力を持っていますが、海外での販売は同じ土俵に上がっていると感じています。やり方によっては自分たちの方が上手くいくのではないかと夢を持って臨んでいますし、もっと海外に輸出していきたいとも考えています。

ｊ）その他
・通常農家以外は農地の取得、賃貸はできませんが、藤田会長は、農家として農業委員会に認定されており、農地を借りたり、買ったりすることができます。藤田会長が賃借したり、取得したりした農地は、農業委員化の許可を得て、山陽Ａｍｎａｋに賃貸しています。また、中間管理機構を介してであれば、山陽Ａｍｎａｋが直接の内を借り受けられるので、同機構を介して耕作面積を増やしてきております。
・能座地区で農業を始める際に、まず酒米を作ることを決めました。そして、養父市の人口を少しでも

増やそうと思い、Ｉターンの方を募ることと酒を造って輸出をすることを考えました。Ｉターンの募集では一家族が現れ、現在は農業を担当していることが地区の農家の方にも強いインパクトを与えています。能座地区には子供が少なく、この家族が小学生、中学生、高校生の子供たちを連れてきたことで地域に良い刺激となりました。その家族の若い母親は三木市にある会社の農業事業の社員でしたが、農作業をしていくうちに「こういう自然の中で子育てができたらいいな」と考えて、子供たちも転校させて移住を決断したようです。彼女の明るい性格ですぐに地区の人たちに受け入れられました。

・能座地区では山で冬に蓄えられた雪解け水を利用して農業を行っています。ダムなどがあるわけではなく、ミネラルが豊富な雪解け水だけで栽培しています。そのため、雪が降らず、山に水が蓄えられていなければ米作りはできていませんので、この地区の特徴を活かした農業であると思っています。

一方で、三木市は海よりですので、ダムでためた水を利用して、米作りを行っています。能座地区と比べるとそこまで水がきれいとは言えません。専門家が見るとより明らかなようで、中山間地である但馬地区の酒蔵の方を三木市の田んぼを案内すると「水が汚い」と言われてしまうこともあります。

・農業の苦労としては、鹿やイノシシ対策が必要な点です。すべての圃場を太い鉄筋の網の柵で囲っている状態です。

（２）福岡市（創業のための雇用改革拠点）の国家戦略特区としての取組み

①福岡市役所（２０１８年5月２８日（月）取材）

ⅰ）．福岡市概要

人　　口	１，５３８，６８１人（２０１５年１０月１日現在）
市内ＤＧＰ	7兆６５６２億円（名目）（２０１５年）
	7兆４９７４億円（実質）（２０１５年）
国家戦略特区	グローバル創業・雇用創出特区

ⅱ）．福岡市のこれまでの発展の経緯と現状・課題について

福岡市は、天神＆博多駅に加え、福岡空港＆博多港が半径２．５㎞圏内にある、非常にコンパクトに纏まった街です。人口は政令市中５位（約１５０万人）であり、人口増加数・人口増加率ともに政令市中１位となっています。また、近年は住みやすい都市ランキングで７位と上位を獲得しています。東京都と比較し、家賃が２・３割安く、物価が抑えられていることが理由の一つだと考えられます。

また、大学の数が多いこともあり、人口における若者の割合が多いのも特徴です（政令市中若者率１位）。加えて港と空港が間近なことで、地方・海外とのアクセスが容易なことも他の都市にはない強みとなっています。

ⅲ）．グローバル創業・雇用創出特区について

福岡市は、２０１２年に「スタートアップ都市ふくおか宣言」を行い、スタートアップに力を注ぐという姿勢を打ち出していた中、２０１３年に福岡地域戦略推進協議会(福岡地域戦略推進協議会：Ｆｕｋｕｏｋａ Ｄｉｒｅｃｔｉｖｅ Ｃｏｕｎｃｉｌ)と共同で特区を提案、２０１４年5月に国家戦略特区「福岡市グローバル創業・雇用創出特区」の指定を受けています。

福岡市は、特区で認められた規制・制度改革や国の施策に、市の施策を組み合わせ、政策パッケージとして事業を推進、特区を成長エンジンとして福岡市の経済発展を実現しています。

例えば、福岡市の提案で実現した「スタートアップ法人減税（国税）」に加えて、福岡市独自の市税軽減措置として、法人市民税（法人税割）を全額免除する制度を創設、革新的なビジネスの成長を税制面から支援し、福岡

市から世界を変える事業の創出を目指しています。

また、福岡市はコンパクトでアクセス良好な反面、天神や博多駅などの空港に近いエリアにおいては、航空法により、建てられる建物の高さに制限がかかっており、再開発のネックとなっています。通常は、１棟ごとに申請、審査を経て、航空機の飛行の安全を特に害さない物件として承認を受けた場合は、高さ制限が緩和されます。特区による高さ制限の特例では、航空の安全に支障ない周辺の既存物件に基づく一定の高さをエリア一体の目安として速やかに提示した上で、福岡市による具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続きを進めます。福岡市では、この特例や市独自での容積率緩和制度を活用していくことで、エリア全体の耐震性の高い先進的なビルへの建替えを促進するとともに、快適でぬくもりのある公共空間の創出など、安心安全で、未来に誇れる、魅力的で質の高いまちづくりに取り組んでいます。

この他にも、世界最高水準の高度な医療であって、国内においてその普及が十分でないものを提供するために病床規制を緩和する医療法の特例や、特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に居住する者に対し、遠隔診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話を活用した服薬指導を行うことができるテレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例、ニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る観点から、特区内の空港を発着する空港アクセスバスについて、運賃設定の際の上限認可を届出とし、運行計画設定の際の届出期間を短縮する空港アクセスバスの改善に向けたバス関連規制の緩和など、特区は都市の成長や市民の生活の質の向上に大きく寄与しています。

ⅳ）．国家戦略道路占有事業について

国家戦略道路占用事業とは、国際的な活動拠点の形成に資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る余地要件の適用を除外する道路法の特例を活用した事業であり、２０１８年１０月末現在、福岡市では １１の事業者等が認定を受けており、道路上で様々なイベントを行っています。

例えば、エリアマネジメント団体であるＷｅ　Ｌｏｖｅ　天神協議会が特区を活用して２０１４年より実施している「ＦＵＫＵＯＫＡ　ＳＴＲＥＥＴ　ＰＡＲＴＹ」は、天神のきらめき通りで、ＭＩＣＥ懇親会や音楽・大道芸・ＤＪなどのパフォーマンスを行っています。開催２日間で来場者が約１３万人、経済波及効果は約 14 億円と非常に大きな賑わいを創出している、いまや毎年の恒例行事となっています。

この他にも商店街や寺社も一体となったイベントなどを実施しており、博多文化の普及や体験会なども実施しています。

このように公道を活用した賑い創出のためのイベント等を開催することで、ＭＩＣＥの魅力向上及び更なる誘致促進を図っています。

Ｆｕｋｕｏｋａ　Ｇｒｏｗｔｈ　Ｎｅｘｔ前にて

撮影：新潟青年会議所

ⅴ）．起業・創業に向けての取組みについて

２０１７年にオープンした「Ｆｕｋｕｏｋａ　Ｇｒｏｗｔｈ　Ｎｅｘｔ」は、福岡市が柱とするスタートアップ事業の中心となる施設です。この施設は、２０１４年に廃校となった旧大名小学校を利用して開設されたもので、各種情報の提供や主とした相談の窓口となる「スタートアップカフェ」、弁護士や社会保険労務士といった専門家が常駐し、外国語も含めた相談を無料で行える「雇用労働相談センター」、スタートアップ企業に官民の人材雇用や求人情報の提供を行い、交流会等のイベントも実施する「スタートアップ人材マッチングセンター」、海外展開や支援サービスの相談・受付を行う「グローバルスタートアップセンター」……等を備えており、この一年で１００件以上の起業と数千件の相談に対応したという実績を持っています。

中でも、福岡市はアメリカ合衆国のオークランド市や中華人民共和国の広州市等、複数の海外都市と姉妹都市や友好都市として提携を結んでいる関係で、多くの国の方を支援することが出来ています。

元々、福岡市は福岡空港と博多港が間近なこともあり、外国の方が非常に多い地域です。東京に次いで、８年連続日本２位を守っている程で、現状は受け入れ体制がまだ整いきっていないと考えています。

そのこともあって、外国の方の創業活動を促進する目的で設けられた「スタートアップビザ」の受付を２０１５年に開始しました。これは在留資格について、資本金を始めとした諸条件を、６ヶ月以内に満たす見込みがあると福岡市が判断すれば、条件を満たす前に取得出来るという制度です。

この制度は、福岡市以外にも東京や愛知、新潟等でも行っていますが、実際に活用されているのは東京と福岡市くらいで、中でも福岡市が七割程を占めています。

「Ｆｕｋｕｏｋａ　Ｇｒｏｗｔｈ　Ｎｅｘｔ」でも、外国語に対応した上で、申請や相談、事業計画のアドバイスを手厚く行っているのは、外国の技術や文化を取り入れることが社会と市民の役に立つと強く考えているからです。

ⅵ）．自動走行やドローン利用関連等の取組みについて

新技術関連の取組みとしては、自動運転バスやドローンの活用等を行っています。自動運転バスはまだ公道を走行はしていませんが、企業数社及び九州大学と協力の上、九州大学キャンパス内で実証実験中です。

ドローンも同様に実験中です。福岡市より船で１０分程にある能古島まで物品を運び、また志賀島沿岸でも飛行実験を行いました。将来的には離島や山間地の高齢者や子育て世帯の方の利便性向上を目指し実用化を進めていますが、町中での利用はハードルが高く、現在も試行中です。

②スタートアップカフェ（２０１８年５月２８日（月）取材）

ⅰ）．福岡市スタートアップカフェの概要

廃校の小学校を利用
福岡市スタートアップカフェ
撮影：新潟青年会議所

福岡市スタートアップカフェには視察に来られる方が非常に多く、海外では韓国・シンガポールなどからも来られます。ここの地名は、その昔城下町であったため、大名通りの地名がつきました。

この建物は８９年前に小学校として開校しました。昔は商農業が中心で１階が商店、２階が住宅という建物が多い街並みでしたが、再開発を経て建てられたのが、この建物です。九州でも４番目くらいに古い建物になります。この建物の特徴は、アールデコ調の階段の石居で作られていることです。近隣から残してほしいとの声が多く、今は１７０社の明かりが灯り、地域の皆様に喜ばれています。

福岡市スタートアップカフェは、２年前の１２月にオープンしました。４月から１年半の３月末までの運営予定でしたが、「それで終わるのはもったいない」と地元の方や１７０社の入居者の残すべきだという声があり現在も運営されています。建物はクラウドの会社、さくらインターネット、アパマンショップの３事業者が運営母体となっています。また、協力者として地元の数々のコミュニティとのつながりもあります。

その中の１９社は資金調達に成功しています。そして、半官半民のこの施設が成功したのは、新規事業が新しいコミュニティを産み、地域の皆様の思いやりと相まっての成果だと考えています。※来年３月で一旦終わることが決まっています。老朽化した部分にリノベーションをかけて、もう１０年間使う予定です。行政としては、創業支援施設として民間事業者も公募し、１００年間はこの建物に光を灯そうと動いています。

ⅱ）．福岡市スタートアップカフェの背景

福岡市天神にはエンジニアの小会社が多く、天神の駅ネットプラザでは、単純な箱（福岡市）として期限付きで、行政の資金で手軽にベンチャー企業が入りやすいような運営をしていました。しかし、単純に資金が安いからといっても結果は上手くいきませんでした。天神のベンチャー企業と福岡市スタートアップカフェとの違いは、前者は坂を一気に登るか、後者は細く長く登るという点です。

高島市長は、「福岡市は、もともと東京の支店産業だった。しかし、インターネットの普及で一気に支店が撤退してしまった。福岡市の雇用を守らなければならない。」という思考のもと、スタートアップカフェをスタートしました。海外の事例を視察して、フランスのボルドーやバルセロナ、インキュベーション施設、フランスならステーションエフ、昔の軍事倉庫や学校鉄道のリノベーションもやっていて、スタートアップカフェとコンセプトが合っているという、古いところから成長するというシナリオがマッチしていました。しかし、都心部の中心でないと熱が生まれないのではないか、という点が懸念材料でした。そんなときに、福岡市の中央であるこの場所が空いていたので、ここでやろうということになりました。

また先日もモデルケースとして九州廃校サミットに参加しました。街中の学校はうちだけで、他の学校は地方にあり、過疎化で無くなった廃校ばかりでした。私たちと同様のことをやりたいと言って頂きましたが、現実は厳しいと思われます。今の課題にどう取り組むか等を話しました。

ⅲ）．福岡市スタートアップカフェの現状と創業支援特区について

福岡市スタートアップカフェ　撮影：新潟青年会議所

この組織自体は全国どこにでもある創業支援組織ですが、特徴的なのはトップの連携機能です。スタートアップカフェ、福岡地域戦略推進協議会との連携は他にはあまり例がないと思います。支援協議会は地元のスタートアップに関心のある企業も集めている組織です。他の同組織は、銀行が一社しか入っていませんが、ここにはメインバンクがありません。しがらみが少なく自由に出来ます。

福岡市スタートアップカフェには数百万～数億と様々な方に対応できるのが特徴です。他の行政もスタートアップカフェを作りたいと思って設立しても２～３年位が限界でしょう。予算が続かないのが理由です。福岡市は特区の予算があるので成り立っています。

福岡市スタートアップカフェには、アイデア(こんな会社＆こんな商品を作りたい)を持っている方が、「どうしたらいいですか？」と相談に来る場所です。弁護士や会計士等、個人で契約すると高額ですが、それが無料で出来る施設です。そこから先の「箱を借りたい」というのも相談に乗ります。資金調達や企業とのマッチングも行います。

福岡地域戦略推進協議会は、特区を福岡市に持ってきた組織で、メルカリを運営する企業が行っているメルチャリ等の事業にも関わっています。特区を使用して規制穏和をする。海外では、スタートアップ組織が沢山、細分化されています。福岡地域戦略推進協議会は半民半官のため、行政も大きくかかわっています。市長が色々な意見を持っていますが、役所の方で対応しきれないことも多いです。そういう時に福岡地域戦略推進協議会が動き代わって対応します。ＳＵＣ（スタートアップカフェ）の経営相談等は九州蔦屋に運営を委託しています。蔦屋が運営する様になってから、若い人員を配置したり、コンシェルジュの対応を改良したりして一気に利用者が伸びました。

商工会議所にも経営相談窓口はありますが、来た方に服装の注意をしたり、些末なダメ出しをしたりが多く、話を聞くだけで融資もしないようです。また、ＩＴ関連にも詳しくありません。その悩みを市長から経営相談窓

口を切り離しＳＵＣ（スタートアップカフェ）とすることで、いろいろな面を若者向けにチューニングしました。※若者の起業が７倍に増えました。

福岡市としては（スタートアップ）に特化したこのやり方が合っていたと思います。具体的に支援をするとなると有料ですが、相談までは無料です。別部署では海外の都市とも関係が深く往来があります、ＭＯＵ（了解覚書）を利用して行政間で連携しています。

また、スタートアップビザや海外からの出店も窓口を広げています。台湾、ルーマニアのゲーム会社、英会話アプリ、ゴルフ関係マナー育成、ガラスに太陽光を入れた企業等があります。　※２０１０年度から１４０社ある英会話アプリの会社は、今月中に「神戸でオープンしたい」と言ったら、神戸から福岡に行くよう言われたという話があったそうです。それくらい起業するには福岡だと思ってもらえていると実感しています。以前から福岡市には、ＩＴ関係やデザイナー、美容師等をやりたい方が集まってくる土壌がありました。これからも企業からどんどん増えてくるでしょう。

ＳＵＣ（スタートアップカフェ）が行っている事として、数か月間の経営のサポートやマッチング、新聞各社などと広報についてのフォロー、メンタリングをします。過去の事例や以前成功した方と似た事例を交えてアドバイスが行われます。ＩＴ、ＩＯＴの起業が大半でアート系の事業を東京の業者と連携して増やす計画もあります。大手の銀行は数百万円から融資を行いますが、実際は積極的ではありません。一方で地方銀行は反応が良いと思います。

スタートアップカフェの運営にハニーコーヒーさんを選んだ理由として、教室の机と黒板を利用し、独立してカフェを開業したい方のために講義を開いたりしている点が良いと思い、運営をしてもらっています。更にコーヒーの豆作りなどもレクチャーしており福岡県内に暖簾分けをして２０店舗位店舗展開をしています。またアクセサリーを作って値付けやＦａｃｅｂｏｏｋにアップしてアプリで収入を得る等、精力的に活動している点も高い評価です。立呑みバーは、名刺交換、人的交流の場としても活用されています。広告の媒体としてＶＨ福岡というのも入っています。これはＳＵＣ（スタートアップカフェ）に特化したネットメディア媒体です。世界への広告を流す展開が出来る広告媒体です。

家賃相場は一坪１３，０００～１４，０００円ですが、ここでは福岡市から補助金もあり、一坪４、８００円で貸しています。起業が軌道に乗って、補助金がなくてもより良い箱がオフィスとして借りられるようになり、ここから出て「卒業すること」が付加価値の証明です。卒業する人には、次のオフィスの斡旋もします。個人から法人になることが、起業が上手くいき、スタートアップカフェが機能している証になります。東京からも、ここのスタートアップを受けて卒業した企業がオフィスを借りる際の敷金を負担しますと言ってくれています。これまでの情報発信のおかげだと思っています。

今まで１年間で１２７回のイベントスペースを開催しています。特に土日週末は、沢山の人が来ます。最近はグッティさんのイベントが行われ１万５千人くらいの来場がありました。他の行政から「何故こんな事が出来ているのか？」と質問されますが、「行政が変わったからです。」と答えています。市長自身が、たくさんの反発をはねのけ、福岡に絶対必要なものだと強く主張し、周りに働きかけたことで、実現に向け官民一体となって進めることが出来た成果です。

事業内容を分析し続けた結果、業務マニュアルはアプリケーション化をしました。その結果、引継ぎがスムーズになったので、今でも常にブラッシュアップが出来る様にしています。会社の中の変化を促すため、備品１つをとっても意識して取り入れています。会社は時代の変化に適応しなくてはなりませんが、スタートアップカフェに入ることによって、多くのメリットがあるからこそ人が集まってくると思っています。

行政が主体の場合、点が点で終わり、線にならないので結局は小規模の成果で終わってしまいます。ＳＵＣ（スタートアップカフェ）は皆が寄り添い、共に引き上げられていきながら、自分自身も成長するという道筋を作っ

てくれます。強い姿勢に後押し、サポートをしてくれる場所が、ここＳＵＣ（スタートアップカフェ）です。

※ｐ．２０～２４の福岡市その他関係機関（以下福岡市等）及び福岡市等が実施する事業に関する記載内容については、本青年会議所が独自に情報収集を行って取りまとめたものであり、福岡市等の確認をとったものではありません。

（３）仙北市（「農林・医療の交流」のための改革拠点）の国家戦略特区としての取組み

①仙北市役所（２０１８年５月１１日（金）訪問）

ⅰ）．仙北市概要

人　　口	２６、０８５人（２０１８年）
総　面　積	１、０９３．５６ｋｍ²
	（その約８割が森林地帯であり、さらにその８割が国有林）
国家戦略特区	近未来実証特区関連事業
	秘匿通信技術を実装したドローンによる図書の配送実証試験、我が国初となる無人運転バスの公道でのレベル４実証実験※、我が国初の屋外での国際ドローン競技大会の開催など、先端的な実証実験を実施している。
	※レベル４実証実験：緊急時の対応を含め全ての運転操作を自動化するための実証実験

ⅱ）．仙北市の現状・課題について

仙北市役所　撮影：新潟青年会議所

仙北市は、秋田県の東部中央に位置し、岩手県と隣接する地域で、２００５年に田沢湖町、角館町、西木村が合併して誕生しました。ほぼ中央に水深日本一を誇る田沢湖があり、東に高山植物が豊富な秋田駒ケ岳、南は平野へと開けている総面積は１、０９３、５６ｋｍ²で、そのうち約８割が森林地帯で、奥羽山脈から流れる河川は、仙北地域の水脈となっています。

仙北氏の総人口は、合併当初（２００５年９月には、３２、６３７人でしたが、２０１８年３月には２６、７７０人と、人口減少が進んでおり、高齢化率は３９．３％です（２０１７年４月１日)。高齢者の人口さえも減少傾向に移行する超高齢化社会の差先端の自治体であり、特に、若年層の社会減が著しく生産人口が急激に減少しています。

一方、観光資源として、角館の武家屋敷、桧木内川の桜、豊富な泉質を誇る温泉(市内に６０弱の温泉施設が存在)、田沢湖、駒ヶ岳、八幡平などの自然、角館祭りのやま行事、上桧木内紙風船上げなどの小正月行事をはじめとする多くの伝統文化に恵まれており、年間を通じて、約５００万人の観光客が訪れています。しかしながら、年間を通じての宿泊者数は５０万人程度にとどまっており、通過型観光が中心となっているために、観光客が多い割には経済波及効果が薄い状況です。

また、仙北市の総面積は１、０９３．５６ｋｍ²、その約８割が森林地帯であり、さらにその８割が国有林です。仙北市の面積のうち約６割が国の管理下にあることになり、仙北市管内でありながら、市が自由に使用することができない等の課題があります。また、仙北市管内の玉川温泉は国有林野内にあり、国立公園に指定され、さらに特別天然記念物である北投石の産出地にも指定されていることから林野庁、環境省、文化庁の規制を受けることになります。実際に特区を利用しようとしても実情に合わない等、現場の状況で活用が難しくなってしまうことがあり、これからの課題となっています。

ⅲ）．地方創生特区、近未来技術実証特区について

仙北市は、様々規制緩和を政府に提案してきた経緯もあって、２０１５年８月に国家戦略特区（地方創生・近未来技術実証特区）に指定されました。区域計画としての目標は、以下の２つです。

（あ）豊富な土地・資源を最大限有効に活用するため、市内の林業者や放牧等の食関連事業者への民間貸付・使用の拡大を促進するとともに、ドローンの実証等により、最先端の地方創生のモデルケースを発信する。

（い）地域での国際交流の促進や臨床修練制度による外国医師の受入環境を整備し、農林・医療などの総合的な交流拠点を形成することである。

また、近未来技術実証特区に関しては、我が国初の無人運転バスの公道でのレベル４実証実験、電波法の特定実験試験局制度の特例を活用した我が国初の国際ドローン競技大会の開催等、先端的な実証実験を実施し、近未来技術の発展に寄与してきました。

ⅳ）．国有林野の管理経営に関する法律の特例について

国有林野の拡大利用面積を５ｈａから１０ｈａに拡大しました。国有林の活用については、未整備の林道が多く、事業地の選定が難航していましたが、現在、仙北市玉川地内にある「ブナ森牧場」（２０１８年牧場廃止）及びその近隣国有林を活用する方向で調整を進めており、２０１８年６月頃事業を開始する予定です。有限会社グランビア（東京都及び仙北市）が事業主体となり、昨年８月民有地にて国産豚２０頭の試験放牧を開始し、３か月間の肥育を経て１１月に全頭出荷できました。

ⅴ）．グリーン・ツーリズム・農家民泊などによる着地型旅行商品の取り扱い拡大について

現在の取組みとして、旅行業務取扱試験の規制を緩和し、管理者を充実を図っています。また、農家民宿協議会による旅行商品の提供ができるよう進めています。

その他にも、桜祭りの時期に川の上空にドローンを飛ばして、ヘッドマウントディスプレイを利用して体験していただくといったような計画も進めています。

ⅵ）．公道での自動走行実証実験について

我が国初となる無人運転バスの公道でのレベル４実証実験や公道での自動車走行実証実験を行っています。

（４）仙台市（「女性活躍・社会企業」のための改革拠点）の国家戦略特区としての取組み

①仙台市役所（２０１８年３月５日（月）取材）

ⅰ）．仙台市概要

人　　口　１、０８６、９０４人　（２０１８年３月１日現在）

面　　積　７８６．３０ｋｍ²

２０１５年８月「女性活躍・社会起業」のための改革拠点として国家戦略特区に指定

近未来技術実証特区（国家戦略特区２次指定より）

ⅱ）．仙台市が国家戦略特区として指定された背景

・２０１１年３月発災の東日本大震災以後、起業マインドが大きく変化し、震災前の起業家は自身の能力を活かしたいと考え起業していたことに対し、震災後では他人や地域への貢献を目的に起業をする人が増えたことで起業しやすい仕組みづくりが必要でした。

・女性による起業相談件数も増えており、２０１１年には年間６５件だったのに対し、２０１４年には

年間５３７件にのぼり、女性の社会参加促進のためにも対策が必要と考えました。

・東北地方は①高い高齢化率②低い合計特殊出生率③被災地、という課題先進地域であることから大学（東北大学）などとの連携による近未来技術の実証を行う必要がありました。

ⅲ）．国家戦略特区としての概要と具体的な施策例

・仙台市では日本一起業しやすい環境を目指して国家戦略特区の活用を行っており、仙台市の強みである①社会起業家の増加②女性の起業意欲向上③自動走行等の近未来技術を規制改革で後押しし、雇用創出や人口減少に対応した『新しい経済成長モデルの構築』を目指しています。

・具体的な施策例は以下の通りです。

社会起業家支援	◆ＮＰＯ法人設立手続き期間の短縮	２０１５年　９月認定
	◆雇用労働センターの設置	２０１６年　２月認定
	◆スタートアップビザによる外国人起業支援	２０１６年１２月認定
	◆一般社団法人等への信用保証制度の適用	２０１７年　５月認定
エリアマネジメントの民間開放	◆道路占用基準の緩和により、都市空間の有効利用を促進	２０１６年　９月認定
女性の社会参加促進	◆地域限定保育士試験を実施	２０１５年　９月認定
	◆都市公園内に保育所を設置	２０１６年　９月認定
医療関連産業の集積	◆保険外併用療養の特例の活用	２０１６年　２月認定
	◆特区医療機器薬事戦略相談の活用	２０１６年　２月認定
	◆革新的な医薬品の開発迅速化	２０１７年１２月認定
近未来技術実証の積極的受入れ	◆自動走行・ドローン飛行の実証実験を積極的に実施	

ⅳ）．国家戦略特区の各メニューの活用について

Ａ）ＮＰＯ法人手続の迅速化

・仙台市が国に提案した規制改革メニューの一つです。

・従来２か月を要した縦覧期間（※）が２週間に短縮されました。

※２０１７年４月に法律が改正され、縦覧期間が２か月から１か月に変更

・社会企業の重要な担い手であるＮＰＯ法人を設立しやすくすることで、社会的課題の解決を促進する目的があります。

ａ）地域限定保育士試験の実施

・保育士試験業務は都道府県所管ですが、地域限定保育士試験の場合は政令指定都市でも実施できるように仙台市が提案を行いました。

・２０１６年度に宮城県が実施する通常の保育士試験に加え仙台市が実施する地域限定保育士試験が実施され、受験機会が年２回に増えることで、市内の保育士の確保に貢献している他、市内で保育士として働きたいという想いをもつ人に対して受験機会の拡充につながっています。

B）雇用労働相談センターの設置

・仙台市起業支援センター『アシ☆スタ』に隣接して設置することで、起業家に対して雇用相談だけではなく幅広いサポートが提供できています。

・社会起業の重要な担い手でもあるＮＰＯ法人や一般社団法人に関する雇用相談も積極的に対応しています。

仙台市「アシ☆スタ」

撮影：新潟青年会議所

C）保険外併用療養の特例・特区医療機器薬事戦略相談

・東北大学病院は、全国に１２か所ある「臨床研究中核病院」の一つであり、国内トップクラスの医療機関です。その強みを生かして他の医療機関をリードする「最端医療」「医工連携」などの分野において、保険外併用療養の特例と特区医療機器薬事戦略相談を活用し、革新的医療技術の早期保険適用や医療機器開発の加速化に貢献しています。

D）エリアマネジメントに係る道路法の特例

・今までは道路上でイベントを行う際には道路占有の許可を道路の所有している、国か県、もしくは市町村に許可をもらわなければなりませんでしたが、占有の許可の条件を一部撤廃して許可を取りやすくしたものです。

・パブリックマインドをもつ民間主体が道路空間を広く活用し、イベントの開催やそれに合わせたオープンカフェの設置等を行うことで、地域の魅力を発信し賑わいが創出されることで、国内外の交流人口の増加と起業機会の創出が目的とされています。

・仙台市では市内中心部のアーケード商店街や仙台市北部の地下鉄泉中央駅前の広場で行っています。

・更なる賑わいを創出するため、仙台市内の他の地域での活用も目指しています。

E）都市公園内の保育所設置

・仙台市における待機児童は２０１６年４月１日現在２１３名で２０１５年度に比べて２０６人減少したが、引き続き待機児童解消に向けた取組が必要な状況です。

・待機児童対策として、保育需要が高い地域における保育所整備は急務ですが、保育所用地の確保が極めて困難であることが理由で、一部地域では保育所整備が進んでいない状況でした。そこで、都市公園内に保育所が設置できるように規制改革（※）を行い、待機児童解消に貢献すると同時に子育て世代の定住を促進し、一層活気のある地域づくりを実現しています。※２０１７年６月に法律が改正され、全国制度化されています。

F）スタートアップビザ

・外国人の方が日本にきて創業活動を行おうとし、ビザを取得するには条件として常勤２名以上の雇用もしくは資本金などを５００万円以上用意することが必要です。しかし、海外にいながら日本での創業準備をすることは難しいのが現状です。そこで、仙台市で創業しようとする外国人に対し、来日してから６ケ月以内に通常の条件である常勤２名の雇用もしくは５００万円以上の資本金などの準備を行う創業活動期間を設けることで、海外からの創業人材確保を行っています。

・海外から創業人材を呼び込むことで、起業のムーブメントを加速させる狙いがあるほか、地元企業との連携などにより、地域産業の海外展開や、インバウンド需要の取込みを目指しています。

G）一般社団法人・一般財団法人への中小企業融資制度の対象拡充

起業者への支援パンフレット

撮影：新潟青年会議所

・２０１７年８月から始まった制度で仙台市が国に提案した規制緩和の一つです。

・現在、中小企業信用保険法において、信用保証の対象になるのは「中小企業者（ＮＰＯ法人を含む)」のみであり、社会起業家の法人形態として有力な選択肢の一つである、一般社団法人や一般財団法人は信用保証の対象外となっています。社会的課題の解決に取り組んでいる一般社団法人などからは当該融資の活用希望があり、一定のニーズがありました。そこで、社会的課題（被災者支援、復興支援、障がい者団体など）解決に取り組む一般社団法人・一般財団法人においても県信用保証協会の保証を得て、資金融通を可能とする規制緩和を行いました。

・資金は主に事務所開設などの運転資金に充てられており、借入の使途についても仙台市で確認を行っています。また、制度開始から４か月で５件の実績があり、ニーズの高い規制改革でした。

H）革新的な医薬品の開発迅速化

・東北大学病院が有する医薬品の開発研究においてＡＭＥＤという国の機関のコーディネーターを仙台市専用に設置することで、医薬品の研究、開発から実用化までのプロセスを迅速化しました。このことで、仙台市における医療イノベーションを強力に推進することを目的としています。

Ｉ）近未来技術の実証について

・近未来技術実証特区とは、国家戦略特区に二次指定以降で指定された特区が、自動走行やドローン飛行などの近未来技術の実証を積極的に行うことと位置付けられたものであり、現時点では、国家戦略特区法上の規制の緩和や改革は限定的なものです。

・自動走行の実験は津波で被災して更地になっている荒浜地区や震災遺構の荒浜小学校跡地でデモンストレーションを行っています。ドローンの飛行実験に関してはかなり成果があがっており、主に減災の目的で多くの実験を行っています。また、２０１６年の８月より株式会社ＮＴＴドコモと仙台市がＩＣＴを活用した街づくりに関する連携協定を締結し、『防災・減災』『近未来技術の実証』『地域活性化』の３つの柱で取組みを行っています。

・今後自動走行やドローン等の実証実験を積極的に行い、関連企業の集積を目指すと同時に、近未来技術を将来的には防災・減災をはじめとした地域課題解決に活用したいと考えています。

・ドローンを活用した具体的な実証実験の例は以下の通りです。

ａ）津波避難広報の実証実験（２０１６年１１月５日及び２０１８年３月１９日実施）

・世界津波の日である１１月５日にドローンにスピーカーをつけて海岸線で津波広報の実験を行いました。１００ｍ先や２００ｍ先でも呼びかける音声をきちんと聞くことができ、有効性が確認できました。今後の課題として本当に津波警報が出たときに自動で飛び立って避難広報を行えるのか、
人が介在しなくても大丈夫なのかという検証が必要になってきます。実際に東日本大震災の時には避難広報を行っていた職員の方が亡くなっています。無人で避難広報ができることの可能性は非常に重要だと考えますので、実際の災害時に近い形で実験を行っていきたいです。

・２０１８年３月に第２弾として下記の４項目を実施し、さらに実用に近い実証実験を行いました。

イ）Ｊアラート受信機からの大津波警報のメール受信によるドローンの自動離陸、自動飛行、自動音声による避難広報、撮影画像等のマッピング

ロ）逃げ遅れた方への遠隔地からの避難の呼びかけ

ハ）上空からの人物検知、映像の鮮明化

ニ）飛行中における防災行政無線の直接受信による避難広報

全ての項目について、良好な結果を得ることができ、ドローンによる津波避難広報のさらなる有効性について確認しました。

b）冬山遭難者捜索支援の実証実験（２０１７年2月１５日実施）

・泉ヶ岳スキー場にて遭難者を探しにドローンを飛ばし、発見時にはＧＰＳで場所を特定し、カメラを通して遭難者の状態の確認や声掛けを行う実験です。現地の本部と災害対策本部、そして捜索者が全員カメラの様子を共有できるようにし、夜間の実験では赤外線を使っての確認を行い、こちらも有効性が確認できました。

c）緊急医薬品搬送の実証実験（２０１７年6月１２日・6月２９日実施）

・地震により交通が遮断した医療機関への緊急医薬品の搬送を想定し、ドローンによる安全な医薬品の搬送方法や受け渡し方法について検証を行いました。医薬品は、種類によって薬剤師など有資格者にしか受け取りができないものもあるため、カメラを搭載し本人確認を行ってから解錠し、電子署名をできるようにしました。

Ｊ）近未来技術実証特区としての問題点や今後の課題・展望

・近未来技術の実証を行うと想定外の不具合が見つかることがあります。万が一、ドローンが墜落した場合などの対応が最近の課題になっています。ドローンの墜落事例も多くなってきており、安全対策が厳しくなってきていますが、必要な安全対策を取った上で、国家戦略特区で実証を行う場合は法律上の手続きを簡便にするなどの緩和の措置を取ってもらえるように提案していきたいです。

・近未来技術を何に使いたいかを明確にすることが重要です。仙台市では防災・減殺がテーマなのでドローンの実証実験の数は増えています。その有用性が認められ、仙台市の危機管理課では、２０１８年度にドローンを購入する予算を計上しています。しかし、ドローンの実用化はまだまだ規制も多い領域なのでサンドボックスの動向も見守っていきたいです。

・仙台市では大企業の支店が多く拠点を構えているものの、仙台ならではの『産業』と聞かれると確立されているとは言えず、今後防災関連やドローンや自動走行などのソフトウエア開発や部品の製造等についての『産業』としての可能性をこれからも追及していきたいです。

５．今後の規制改革への取組みについて

（１）規制のサンドボックス制度について

①レギュラトリー・サンドボックスの設立について

政府が成長戦略の一環として「レギュラトリー・サンドボックス」（規制の砂場）という仕組みを導入しています。子どもが安全の確保された砂場で思うがままに遊ぶように、企業が限られた期間や範囲で自由に新しいサービスを試すことを認める制度です。金融と情報技術を融合したフィンテックや自動運転、ドローン、人口知能等で導入が議論されています。

ⅰ）これまでの対応

A）２０１３年　国家戦略特区提唱・創設

→　その中で近未来技術実証特区（２０１５年から）。

B）２０１４年　グレーゾーン解消制度、企業実証特例制度創設

→　事業者にとって代替措置の検討や規制所管省との調整のコストが高いことが課題。

・グレーゾーン解消制度：あらかじめ規制の適用の有無を紹介する。

・企業実証特例制度：代替措置（安全性の確保等）を条件として、企業単位で規制の特例措置の適用を認める。

C）英国・シンガポール等の諸外国では、フィンテック分野で「レギュラトリー・サンドボックス」より自由度の高い実験場の創設

ⅱ）必要な対応　―日本版レギュラトリー・サンドボックス―

A）改正国家戦略特区法案による対応

・「事前規制」から「事後チェックルール」へ

・自動走行やドローン等の「近未来技術」

B）全国版の「日本版レギュラトリー・サンドボックス」の創設

・フィンテック、各種業法等

・参加者や期間を限定してインフォームドコンセント（実証内容とリスクを説明した上での参加の同意の確認）の下での実証

ⅲ）レギュラトリー・サンドボックスの創設の趣旨

A）イノベーションの成果を新たな付加価値の創出につなげるために、試行錯誤のために社会実証を積み重ねることが不可欠。

・イノベーションの社会実装を目指す企業：規制があるため、試行錯誤を通じたデータ等の蓄積ができず具体的なニーズを証明できない。

・規制当局：具体的なニーズが証明されなければ、規制緩和に踏み切ることができない。

B）従来の政策手法では国際的にも大きく立ち遅れガラパゴス化してしまう懸念がある。今こそ「実証による政策形成」にかじを切らなければならない。

C）参加者や期間を限定することにより、「まずやってみる」ことを許容する枠組みを、既存の枠組みに囚わ

れることのない白地の形で形成すべきである。

ⅳ）レギュラトリー・サンドボックスの５原則

Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０の実現に向け、諸外国の事例を参考にしつつ、一定の要件の下で、試行錯誤によるビジネスモデルの発展を促す「日本版レギュラトリー・サンドボックス」について、以下の５原則に基づき、必要な法制上の措置を講じることを提言している。

A）実証優先主義

既存の規制にどう適合し得るかを審査するアプローチではなく、「まずやってみる」（Ｔｒｙ　Ｆｉｒｓｔ）を旨とした制度とすること。

B）リスクの適切な管理

実証に伴って生じるリスクの管理は、参加者や期間を限定してインフォームドコンセント（実証内容とリスクを説明した上での参加の同意の確認）の下で行うこと等を基本として設計すること。

C）高いレイヤーでの政府一元的な体制

こういう取り組みを各省庁バラバラに任せるのではなく、関係省庁との間で、効果的な調整権限を発揮でき、イノベーションの社会実装による成長戦略を政府横断的に強力に推進する一元的な体制を構築すること。

D）ハンズオン支援と事後的な検証

実証を前に進めるための柔軟な対応や、実証により得られるデータの確保などハンズオン支援を丁寧に行うとともに、実証の成果をその後のルール整備や政策立案に活かしていくこと。特に、実証が上手くいかなかった場合におけるデータも貴重な資産である旨を踏まえること。

E）トップマネジメントの関与

各省庁の担当部門は、規制の執行部門とは異なる部門とし、イノベーションを推進する観点からの推進に責任を有するトップ管轄の部局とすること。

6．規制緩和を活かした地域経営手法の提案（国家戦略特区について）

（1）『トラクターの自動走行及び夜間作業』の提案

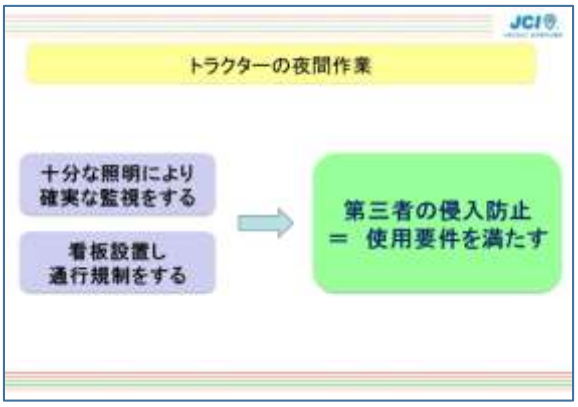

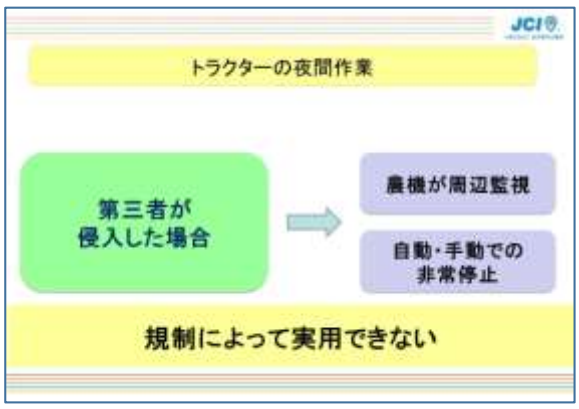

国家戦略特区を活かした当委員会からの提案は、『トラクターの自動走行及び夜間作業』です。

この提案をした理由は、農業従事者数が減少し続けている問題があるからです。農業従事者は、２００２年から２０１６年の１５年間に約５０％減少しました。このままでは現在の農地を維持すること、生産することが難しくなり、食料自給率の低下、安心・安全な食が脅かされる可能性があります。

トラクターの自動走行及び夜間作業は、より少ない人員で、より広い面積を、より長い時間、扱えるようになり、１人あたりの農家所得が向上する可能性がある新技術であると言えます。

しかし、実現には２つの課題があります。１つめは、規制です。例えば、農林水産省が「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」に定められている安全性の確保です。特に、作業中の農地への第三者の侵入防止、十分な照明の設置と監視体制を取ることが求められています。これについては、十分な照明により確実な監視下であること、看板を設置し通行規制すること等、一定の条件下では有るものの、比較的実用可能と言えます。万が一第三者が侵入した場合でも、農機自体が周辺を監視し、自動および手動で非常停止できる技術がありますが、規制によって実用できません。

２つめは、分散している農地への対応です。新技術運用により管理運用しやすくなり耕作しやすくなっても、所有している農地が分散していることで、安全性の確保や生産性が低下します。分散した農地を集約化し、看板を設置し通行規制をすることで、第三者の侵入を防ぐことにつながって、自動走行の条件を満たすことも容易となるでしょう。加えて、農地から農地へ、トラクターが移動し易くなることで、自動走行対応のトラクターを複数の所有者が共有する等、運用の幅も広がり、生産性の向上につながると考えます。

つまり、農地の大規模集約化が出来ていることが前提ではありますが、看板などによる一定の通行規制、新技術を用いた自動走行による安全性の確保が実証できれば、夜間無人での実用が可能ではないでしょうか。

そのためには、実証実験と自動走行の規制緩和が必要です。夜間を含めたトラクターの自動走行によって、農業従事者の減少による人手不足の解消や、農業の生産性の向上に寄与することになると考えます。

（2）インバウンド誘致に向けた提案

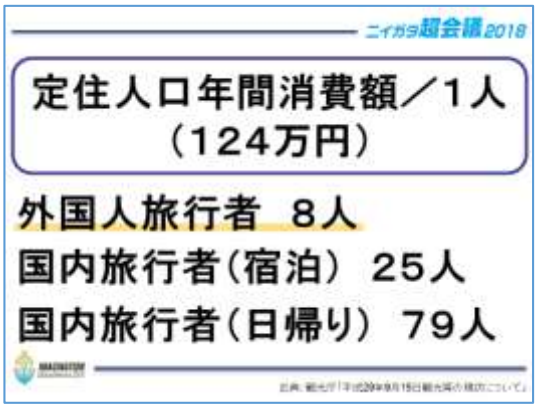

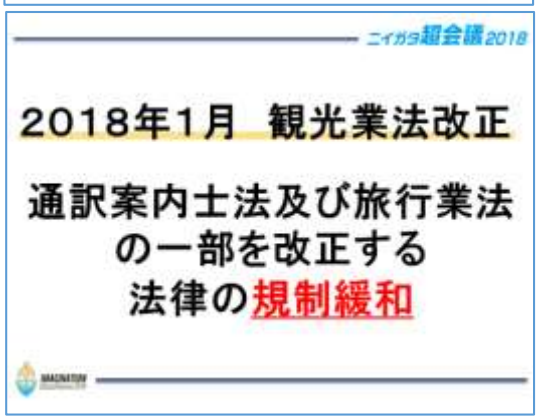

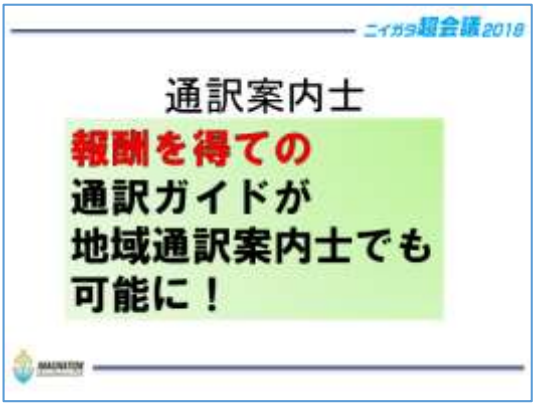

かつて、新潟島は、新潟一番の商業地として、栄えていました。しかし、１９６５年に約１３万人住んでいた人口は、２００５年には約６万２千人となり半減してしまっています。

車社会の進展、公共施設の大規模な郊外移転、商業施設の郊外への建設、公共交通機関の変化などの要因から住宅地は郊外へと広がっていきました。それに伴い、古町の商店街は次第に活気を失ってきてしまっています。

観光庁によると、定住人口１人当たりの年間消費額は、旅行者の消費に換算すると外国人旅行者８人分、宿泊する国内旅行者２５人分、日帰りの国内旅行者７９人分にあたると算出されています。新潟島の人口減少による消費の減少を補うには、定住人口を増やす取り組みはもちろんですが、旅行者、特にインバウンドを誘致する取り組みが有効であると考えられます。これらのことから、古町の、歴史と、文化を活かし、また、商店街というこれまでの商店の集積地を観光に関わる集積地へと変化する未来を私たちは構想しました。それにより、かつての活気を取り戻すことができると考えます。

ここで、近年の観光業界の動向を見てみましょう。２０１８年１月４日に観光業法が改正され、訪日外国人旅行者の受け入れ環境の整備を図るため､「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」の規制緩和が行われました。従来の通訳案内士は、全国通訳案内士に名称変更され、新たに地域通訳案内士が新設されました。

これにより、通訳案内士にのみ認められていた、報酬を得ての通訳ガイドが地域限定ではあるものの地域通訳案内士にもサービスの提供が可能になりました。

また、観光商品の動向にも変化が見られます。従来は都市部の旅行会社が企画し、参加者を目的地に連れていく主に団体旅行者向け見学型の発地型観光が主流でしたが、インターネットの普及により観光地側から情報発信が出来るようになり、さらにニーズの細分化、交通手段の多様化、体験を求める旅行者の増加などもあり、近年では、受け入れ先が主に個人旅行者をターゲットとした地元ならではの体験型プログラムを企画し、観光客を誘致する着地型観光が注目を集めています。着地型観光のほうが、より各地域の特色を活かせ、地域振興に役立つとされています。

この着地型観光と地域通訳案内士の２つの機能を活用することにより、古町に滞在拠点を置きながら新潟全体の観光を楽しめるまちづくりが可能であると考えます。また、インバウンドの誘致を考える上で、相手の意向、ニーズを抑えておくことも重要になります。こちらは訪日外国人旅行者が、日本滞在中、最も失望したこと、不便に感じたことについて行ったアンケート結果です。案内板、道路標識、地図を含む、標識などが、１７０件と

全体の３１％を占め、一番多く、続いて場所などを含む観光案内所が１３２件、２４％を占める結果となっています。

つづいて、訪日外国人旅行者の消費動向とニーズについてのまとめです。自然景観の鑑賞、歴史的建造物への訪問、アクティビティ体験などのコト消費は訪日外国人の消費として定着してきています。また、現地でのガイド付きツアーなどにニーズがありますが、現状、サービスは十分に提供されておらず、ギャップの解消でコト消費の金額は拡大の余地があると考えられます。
地方でのアクティビティとして、特産物の飲食、自然景勝地への観光などのニーズが大きいようです。

これらを踏まえて、古町の環境を整備し、新潟の観光ブランドを取り扱うインバウンド向けの観光案内所を作るとともに、日本を訪れてやってみたい観光や体験ができるようにすることで、インバウンドの集積地となり、再び活気を取り戻せる可能性があるのではないかと考えます。

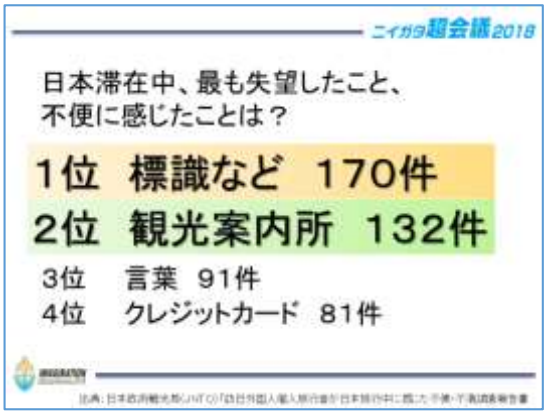

まずは、標識・案内板の多言語化、設置の拡充です。

訪日外国人が日本に滞在中最も不便に感じているとされる「標識など」について、日本の観光地は、案内板不足で迷ってしまう、またあったとしても日本語表記で読めなくては、無と同じことなので、標識・案内板などの多言語化と設置の拡充はインバウンドを誘致するにあたって前提条件であると考えられます。また、空港や駅などの交通インフラから目的地までたどり着けるように、気の利いた標識・案内板があるとさらに良いでしょう。

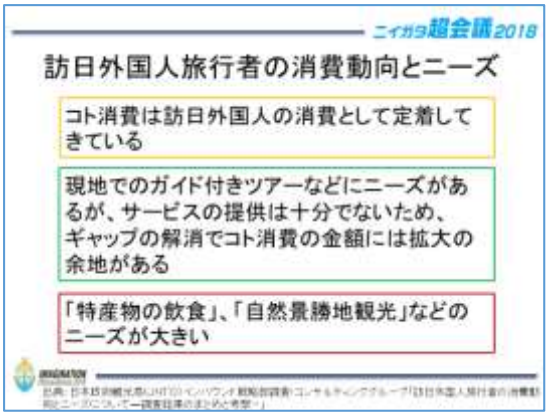

つづいて、観光案内所の設置です。古町にインバウンド対応可能な観光案内所を設置します。パンフレットなどの多言語化はもちろんのこと、英語による対応、原則として年中無休の営業が望ましく、Ｗｉｆｉ設備も充実するとより望ましいでしょう。
ここでは、新潟県全域の地域と連携し、県内の着地型観光商品を一手に集め、手配できるようにします。古町を拠点にし、新潟県全体の観光を楽しんでもらえるようにします。

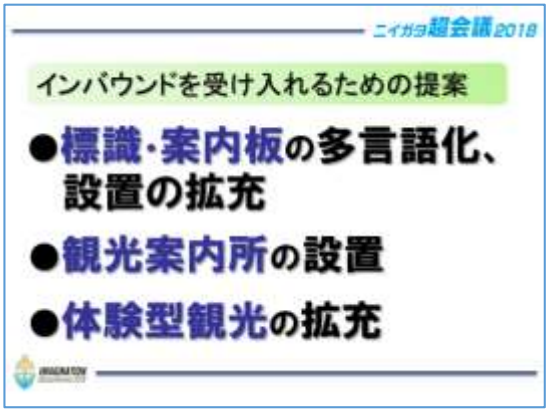

３つ目は、体験型観光の拡充です。古町で、各商店が協力し、外国人が日本でやってみたいことを体験してもらえるようにします。例えば、芸妓衣装を着て、通訳ガイドに案内してもらう古町を散策できる体験はいかがでしょうか。着物は呉服屋さん、日本髪は美容室、茶道体験はお茶屋さん、お団子屋は和菓子屋さん、日本食は料亭で体験できるようにし、古町で日本の伝統・文化を体験してもらい、消費につなげます。
以上の３つを充実させることにより、古町に新潟の観光資源が集まるにつれて、その魅力が外国人観光客に伝わり、活気あふれる新潟の未来が描けるのではないでしょうか。

（3）新潟の農地の集約化における課題解決についての提案

新潟市には農地がどのくらいあるのでしょうか。新潟市の地図を掲載します。ピンクに塗られている部分が水田、黄色く塗られている部分は畑、オレンジの部分が果樹園になります。新潟市の面積は７２６．４５㎢に対し、水田は約４割にあたる２８５㎢、畑の面積は４７．４㎢となり、市の面積の半分は農地が占めています。

新潟市にとって農地がどれだけ重要なものかお分かり頂けると思います。続いて、この農地を守る担い手である、農業就業者の現状です。まずは年齢構成について、新潟市の農業就業者の年齢構成は県や国と比べて６５歳未満の割合が高いものの、５０％以上の農業者が６５歳以上であり、高齢化の問題は深刻です。しかし、新規の就農者の確保は毎年継続的に確保ができていることがうかがえます。また、後述のとおり、２０１４年の国家戦略特区認定の前年から、新規就農者はそれまで以上に増えていることがわかります。市民の皆様の農業への関心が、このグラフからも読み取れます。

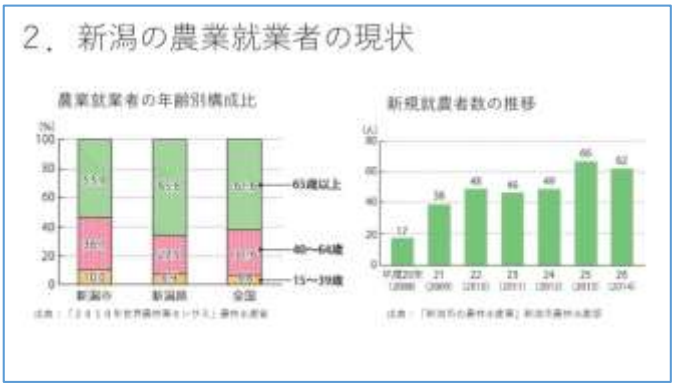

また、農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた認定農業者数は２０１６年度時点で３、７７４人と全国の市町村で１位を誇っています。以上の統計から、農業は新潟市の特徴・強みとして挙げることができるといえます。では、農地集積の現状についてみてみましょう。ここでいう集積とは農地を増やしたり拡大したりすることを言います。

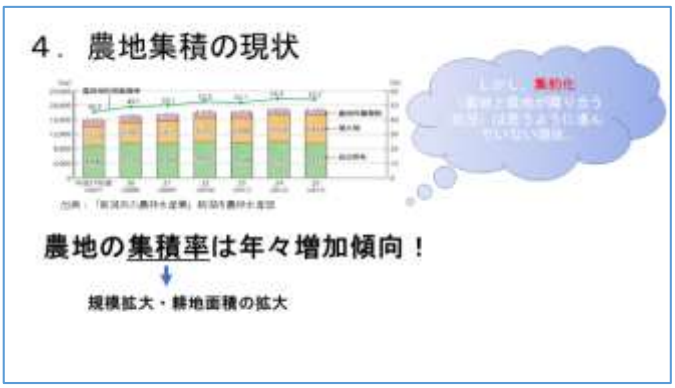

こちらの表をご覧いただくと、認定農業者への農地集積率は年々増加していることがお分かり頂けると思います。しかし、実際に農家の方にお話を伺うと、農地の集積は進んでいるものの、農地と農地が離れているため作業が大変非効率的であり、農地と農地が隣り合う、農地の集約化はまだまだ進んでいないのが現状です。新潟市では２０１４年５月に「大規模農業の改革拠点」として国家戦略特区に認定されており、農業の効率化を図るためには農地の集積・集約化は必要不可欠な課題だと考えます。また、他の都市よりも農業の高齢化率が若干低いものの、少子高齢化が進むことは間違いなく、担い手不足が懸念される中で農業の効率化は避けては通れない問題です。そして、「農地の集積・集約、企業参入の拡大等による経営基盤の強化」は新潟市の国家戦略特区の区域方針の政策課題でもあることから、この課題を解決する重要性が感じられると思います。農地集約化の必要性が確認できたところで、現在行われている農地拡大に向けた取組を見ていきましょう。

従来、農地の貸し借りの契約は農家の個人間で行われていました。そのため圃場と圃場が離れてしまい、集約化が進まない要因の一つとなっていました。そこで、国の施策として２０１４年に農地集積バンク、農地中間管理機構を各都道府県に設置、２０１５年より本格運用されました。新潟県では公益財団法人新潟県農林公社が運営をしています。個人間の契約から一度農地集積バンクを通すことにより、集積と集約化が同時に可能となりました。

更に詳しく見ていくと、農地集積バンクは農地を貸したいという出し手農家から、農地を増やしたい、有効利用や農業経営の効率化を図る担い手である受け手農家への集積、集約化を進めるため、中間的な受け皿になる組織です。今後地域の中心となりうる経営体等への農地集積を進めると同時に、農地利用の効率化と高度化を促進する効果が高い区域を重点区域と定め、意欲ある担い手を募集し、担い手への農地集積と集約化を支援し、農業構造の改革と生産コストの削減を実施しています。

しかし、２０１６年度の実績を見てみると借入目標６、０００haに対し、３、５８９ｈａの借り入れ実績となり目標の達成率は６０％となっています。一方、借入希望者の希望面積は３万ｈａを超えていることから、受け手である借りたい人に対して出し手である貸したい人の割合が圧倒的に少ないことが分かります。

では、なぜ出し手である貸したい人が少ないのでしょうか。出し手である農家には高齢化が進み、体力的に農作業が難しくなったとしても、先祖代々の土地を簡単に手放せない、自分が何十年もに渡り、まるで我が子を育てるようにして育てた土地を簡単に他人に任せることができないという思いがあるということが、取材を通して分かってきました。しかし、これは、大切に育ててきた土地を公正な評価を行い、同じく大切に扱ってくれる相手になら貸出を促進できる、ということにはならないでしょうか。現在の集約化の推進にあたって、農地を交換、貸し出すにしても、公正で公平な交換制度がないことが問題なのではないでしょうか。圃場によって生産力や土地の癖などが違うことは加味するのが難しい現状だと考えます。

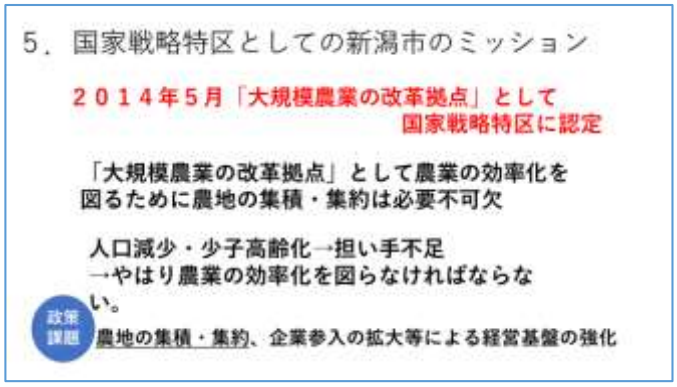

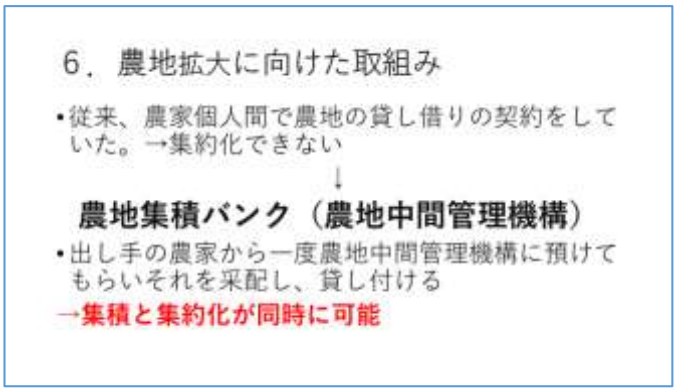

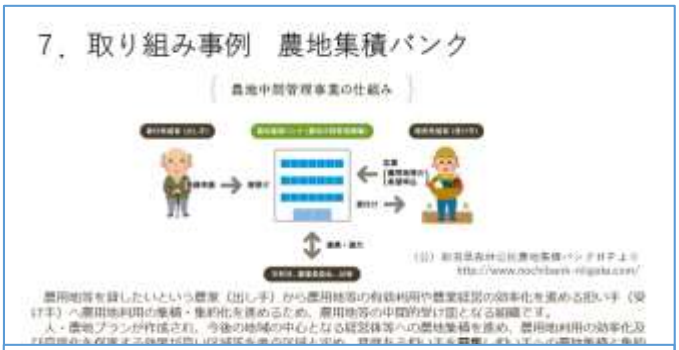

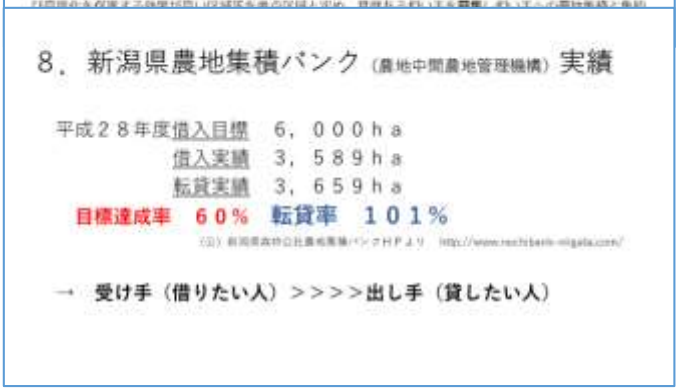

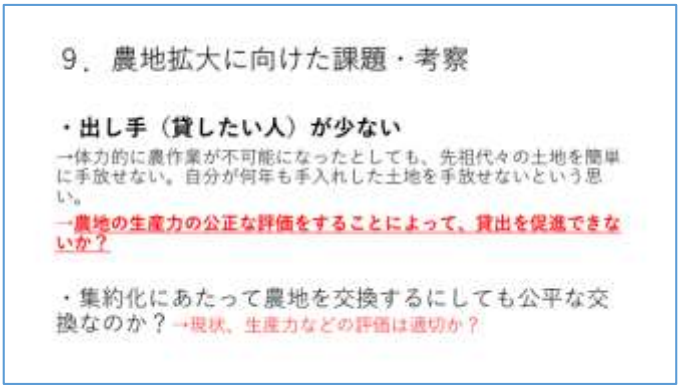

そこで課題の解決方法として、公平な農地の評価方法を検討してはいかがでしょうか。公平な農地の交換にあたり、農地の評価、事務手続きや費用の削減などの間をとりもつ組織が必要だと考えます。具体的には農地の生産力・生産方法・農業インフラが整っているかどうかの評価項目です。そこで、我々はＪ－GAPと呼ばれる基準のなかから、農地の判断材料のみに簡素化させたＮ－ＧＡＰ（ｎｉｉｇａｔａ－ＧＡＰ）制度を提案します。これにより取引を活発化させ、農地集約の推進を図ることができると考えます。

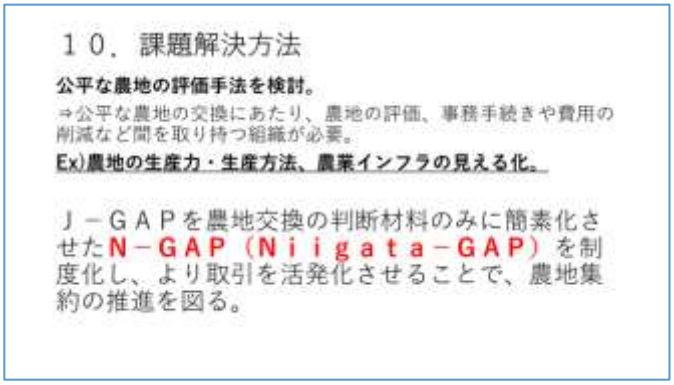

Ｊ－ＧＡＰとは農場やＪＡ等の生産団体が活用する農場・団体管理の基準であり、認証制度です。ＧＡＰとはＧｏｏｄ　Ａｇｒｉｃｕｌｔｕａｌ　Ｐｒａｃｔｉｃｅの略で、日本語に直訳すると　良い農業のやり方という意味です。Ｊ－ＧＡＰ以外にもＡＳＩＡ－ＧＡＰやＧＬＯＢＡＬ―ＧＡＰ　等があり、オリンピック等の国際大会ではＧＬＯＢＡＬ―ＧＡＰを取得した農場の農産物以外は使用できなくなってきています。この、ＧＡＰの調査項目は１２０以上にもわたる項目数がありますが、農地の判断材料のみに絞ったＮ－ＧＡＰ制度を創設し、農地の集約化を進めることは農業の効率化を図ることができるだけでなく、農業の担い手不足の解消にも役立つと考えます。さらには、効率化が進むことにより企業の農業参入も推進でき、農業が産業として発展できる可能性が広がるのではないでしょうか。農業が産業として発展できれば、広大な農地をもつ新潟市の経済が豊かになることはもちろん、農地の荒廃を防ぐことがまちの荒廃を防ぐことにもなると考えます。

７．私たち、地域再興委員会の取り組み

日付	取り組み	内容
１月１８日（木）	フルーツ童夢やまだ農園様訪問	外国人観光客の動向、多言語化表示について取材
１月２５日（木）	１月委員会	新潟市ニューフードバレー特区課課長をお招きし、新潟市革新的農業実践特区についての勉強会開催
２月１７日（土）	株式会社ローソンファーム新潟様訪問	農業生産法人の役員要件の緩和の活用について取材
２月２６日（月）	ウォーターセル株式会社様訪問	アグリノートについて取材
３月　５日（月）	仙台市役所様訪問	仙台市における国家戦略特区の取り組みについて取材
３月　８日（木）	そら野テラス様訪問	農家レストランについて取材
３月１３日（火）	新潟市観光政策課様訪問	観光・交流による地域活性化について取材
３月１６日（金）	公益財団法人新潟県農林公社様訪問	中間管理機構の役割、機能と現状について取材
３月２７日（火）	養父市役所様訪問	規制緩和メニューを活用した企業の農業参入事例
３月２７日（火）	株式会社Ａｍｎａｋ様訪問	規制緩和を利用した企業による農地取得について取材
３月２８日（水）	株式会社クボタｅファームやぶ様訪問	養父市での革新的農業の取り組みについて取材
４月２３日（火）	新潟県産業労働観光部観光局様訪問	新潟県のインバウンド政策について取材
５月１１日（金）	仙北市役所様訪問	近未来実証特区と着地型観光についての取材
５月２８日（月）	福岡市役所様訪問	グローバル創業・雇用創出特区について取材
５月２８日（月）	福岡市スタートアップカフェ様訪問	起業や創業の規制緩和策について取材
５月３０日（水）	５月委員会	新潟市ニューフードバレー特区課ご担当者様をお招きし、地域経営手法についての発表会の開催
６月３０日（土）	ニイガタ超会議　地域再興フォーラム	「＃ＮＩＩＧＡＴＡ　ＮＯＷ！！～まち×インバウンド　～」としてインバウンドの誘致に向けた提案の発信
７月１８日（水）	株式会社新潟クボタ様訪問	スマート農業について取材
８月１１日（土） ８月１２日（日）	新潟まつり「お祭り広場」にて新潟JCブース運営	農業をテーマにトラクター展示＆搭乗体験ブースの設置、フルーツスーパーボールキャッチ、農業についてのピンポンアンケートを実施
１０月	メニューの多言語化について社会実験	市内２か所の飲食店にて、多言語化メニューの設置

８．まとめ

地域再興委員会では、１月より国家戦略特区について調査・研究をしてきました。その結果として、新潟市が国家戦特区として取組んでいる分野は大きく３つあることが分かりました。

１つ目は、「大規模農業の改革拠点」として、農業分野で国家戦略特区の特徴である規制緩和を活かした取組みです。２つ目は、他の国家戦略特区が提案した規制緩和メニューを活用できることを利用した農業以外の分野に関する取組みです。最後に、国家戦略特区の認定を契機に多くの企業から、新潟市の農地をフィールドにＩＣＴを活用した革新的農業の実現に向けたアグリプロジェクトに対する取組みの３つです。

その他にも、政府では、「未来への投資」の拡大に向けた成長戦略と構造改革の加速化について議論する未来投資会議が開催されています。そこでは、Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０の実現に向けて、新技術をスムーズに社会に対して実装していくための規制緩和、或いは新たに規制を再構築する仕組みが議論されています。つまり、安心安全な社会均衡を保つために設けられた規制が、成長産業に対して障壁になっているケースを解消するため、「まずやってみる」を合言葉に革新的な新技術等実証制度（規制のサンドボックス制度）を推進しており、新技術の社会実装のスピード感ある規制緩和を促す動きも見受けられます。

これらを踏まえるとＩＣＴ等の革新的技術を社会実装するプロジェクトを新たに取組むにあたって、国家戦略特区を活かして規制緩和に取り組んできた経験を持つ新潟市は、その他の地域と比べて大きな優位性があると言うことができそうです。そして、その優位性を活かすには、政府・新潟市・地元企業の連携はもちろんのこと、新潟市以外の地方自治体や企業とも連携することが大切であると同時に、国家戦略特区制度の特徴であるボトムアップ型、提案型の仕組みを活性化させることが最も重要と言えます。我々のような地域の特色をよく知る地元の市民団体や企業が、新潟市に対して多くの経済成長・地方創生案を提案できるよい協調関係を作りあげ新潟市の特徴的な地域経営手法と言えるまで昇華することができれば、今後確実にやってくるＳｏｃｉｅｔｙ５．０社会の実現に向かって、新潟市がこれからも成長・発展を続けていくことができると考えます。

≪出典≫
首相官邸ＨＰ　http://www.kantei.go.jp/jp/terms.html

内閣府国家戦略特区ＨＰ http://www.kantei.go.jp/jp/terms.html

新潟市ＨＰ https://www.city.niigata.lg.jp/homepage/unei/chosakuken.html

養父市ＨＰ　https://www.city.yabu.hyogo.jp/secure/12528/10..pdf

公益社団法人新潟県農林公社　公益社団法人新潟県農林公社農地集積バンク農地中間管理機構
http://www.pref.niigata.lg.jp/chosakuken.html

日本ＧＡＰ協会　http://www.maff.go.jp/j/use/link.html

政府広報 https://www.gov-online.go.jp/etc/index.html#tyosakuken

Junior Chamber International Niigata
一般社団法人 新潟青年会議所

２０１８年度　地域再興委員会

委 員 長　井浦　友輔
副委員長　龍　　歩
副委員長　冨岡　晋也
幹　　事　井筒　久美子
幹　　事　平岩　史行
委　　員　山田　哲也
委　　員　相模　海
委　　員　石﨑　徹
委　　員　安部　恭朗
委　　員　後藤　真介
委　　員　水野　秀一
委　　員　三科　俊
委　　員　渡部　真一
委　　員　山崎　仁
委　　員　為永　智哉
委　　員　布施　克也
委　　員　高橋　拓巳

一般社団法人新潟青年会議所　事務局
住　所：〒９５１－８０６２　新潟市中央区西堀前通６番町８９４番地１　西堀６番館ビル１階
ＴＥＬ：０２５－２２９－０８７４
ＦＡＸ：０２５－２２２－７２３４